

第4次長野原町障がい者計画  
第7期長野原町障がい福祉計画および  
第3期長野原町障がい児福祉計画  
(令和6年度～令和8年度)

長野原町

令和6年3月

- 目次 -

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要                       | 1  |
| 1 計画策定の趣旨・背景                    | 1  |
| 2 計画の期間                         | 1  |
| 3 計画の位置付け                       | 1  |
| 4 国の動向                          | 2  |
| 第2章 長野原町の障がい者を取り巻く現状            | 3  |
| 1 障がい者の状況                       | 3  |
| 2 アンケートからみる現状と課題                | 11 |
| 3 事業所調査                         | 29 |
| 第3章 計画の基本的な考え方                  | 30 |
| 1 基本理念                          | 30 |
| 2 基本目標                          | 30 |
| 3 施策の体系                         | 32 |
| 第4章 第4次長野原町障がい者計画               | 33 |
| 基本目標 1 相互理解を深める広報・啓発の推進         | 33 |
| 基本目標 2 日々の暮らしを支援する生活支援の充実       | 35 |
| 基本目標 3 安心な生活を支える保健・医療サービスの適切な提供 | 40 |
| 基本目標 4 自分らしくいきいきと育てる療育・教育体制の充実  | 42 |
| 基本目標 5 働く喜びを感じることが出来る就労機会の拡大    | 44 |
| 基本目標 6 安心して快適に暮らせる基盤づくりの充実      | 46 |
| 第5章 第7期長野原町障がい福祉計画              | 49 |
| 1 成果目標                          | 49 |
| 2 障害福祉サービスの見込み                  | 53 |
| 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策             | 57 |
| 4 地域生活支援体制の整備                   | 61 |
| 第6章 第3期長野原町障がい児福祉計画             | 62 |
| 1 成果目標                          | 62 |
| 2 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策           | 64 |
| 第7章 計画の推進に向けて                   | 67 |
| 1 住民、団体、事業者等との連携                | 67 |
| 2 推進体制の整備                       | 67 |
| 資料編                             | 69 |

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨・背景

国では、平成18年12月に、国連総会において「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されて以降、「発達障害者支援法」や「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定、「教育基本法」及び「障害者基本法」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定等、条約の批准に向けた国内法の整備が進められてきました。

令和5年3月には「第5次障害者基本計画」が策定され、その基本理念には「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」と示されています。

こうした近年の障がい者施策の動向や法制度の動向に対応するとともに、障がいのある人がすみなれた地域で安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、「第4次長野原町障がい者計画第7期長野原町障がい福祉計画及び第3期長野原町障がい児福祉計画」（以下、本計画）を策定します。

## 2 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

また、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化や、法令・制度の改正が生じた場合は、適時見直しを行います。

|              | 平成<br>30年度     | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度       | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度       | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 |
|--------------|----------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----------|
| 障がい者<br>計画   | 第3次長野原町障がい者計画  |           |           |                 |           |           | 第4次長野原町障がい者計画   |           |           |
| 障がい<br>福祉計画  | 第5期長野原町障害福祉計画  |           |           | 第6期長野原町障がい福祉計画  |           |           | 第7期長野原町障がい福祉計画  |           |           |
| 障害がい<br>福祉計画 | 第1期長野原町障害児福祉計画 |           |           | 第2期長野原町障がい児福祉計画 |           |           | 第3期長野原町障がい児福祉計画 |           |           |

## 3 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。また、国の「障害者基本計画」や、群馬県の「バリアフリーぐんま障害者プラン8」との整合を図るとともに、「長野原町総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけます。障がい児支援については、子ども・子育て支援法に基づく「長野原町子ども・子育て支援事業計画」との整合を図ります。

## 4 国の動向

### ■障害福祉に関する近年の動き

| 年       | 内容等  |
|---------|--|
| 平成 26 年 | ○障害者権利条約批准<br>障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託  |
| 平成 28 年 | ○障害者差別解消法の施行<br>障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮提供の促進を位置づけ  |
|         | ○障害者雇用促進法の改正<br>雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化  |
|         | ○成年後見制度利用促進法の施行<br>成年後見制度の利用促進、利用に関する体制整備、成年後見制度利用促進基本計画の策定  |
|         | ○障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正<br>障害者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等  |
| 平成 30 年 | ○障害者基本計画（第 4 次）の策定<br>当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援の位置づけ   |
|         | ○障害者文化芸術推進法の施行<br>文化芸術鑑賞機会の提供や交流の促進を位置づけ   |
|         | ○ユニバーサル社会実現推進法の施行<br>ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に進める   |
| 令和元年    | ○障害者雇用促進法の改正<br>障害者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体の障害者の雇用状況の把握等   |
|         | ○読書バリアフリー法の施行<br>国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を規定  |
| 令和 3 年  | ○医療的ケア児支援法の施行<br>国や地方公共団体が医療的ケア児の支援を行う責務を負う  |
|         | ○障害者差別解消法の一部を改正する法律の公布<br>事業者に対して社会的障壁の除去に必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けること、国や地方公共団体の連携協力の責務を追加すること、差別を解消するための支援措置を強化すること等を規定                        |
| 令和 4 年  | ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) の公布・施行<br>障害者本人が、障害の種類や程度に応じて情報を取得する手段を選択できる他に、情報を発信する際もその手段を選択できる基本理念を明記                                   |
| 令和 5 年  | ○障害者基本計画（第 5 次）<br>新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点が踏まえられ、方向性に「社会情勢の変化」が追記。また、「各分野に共通する横断的視点」では、情報アクセシビリティ向上に向けた新技術の利活用、障がいのある女性、子ども及び高齢者等への配慮等が追記 |

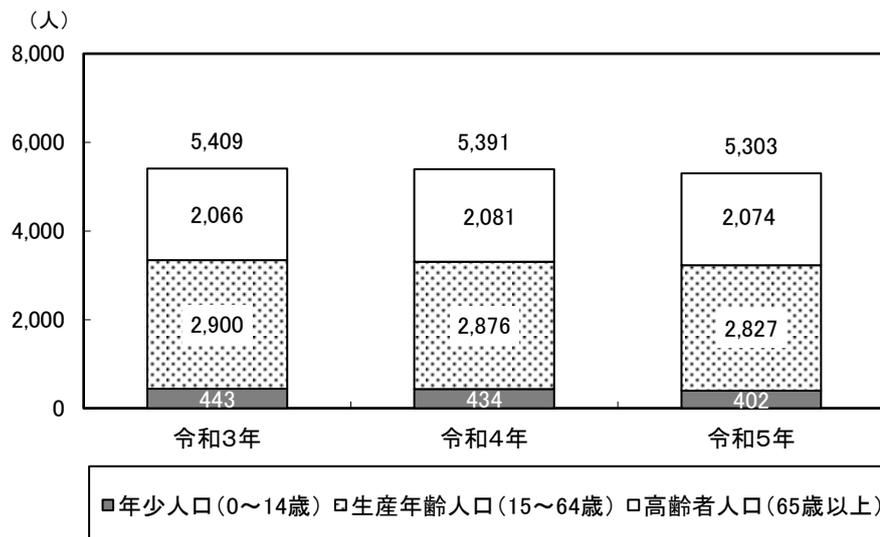
# 第2章 長野原町の障がい者を取り巻く現状

## 1 障がい者の状況

### (1) 人口の推移

本町の総人口は、年々緩やかに減少しており、令和5年では5,303人となっています。年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、年々減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増減を重ねています。

#### ■総人口の推移

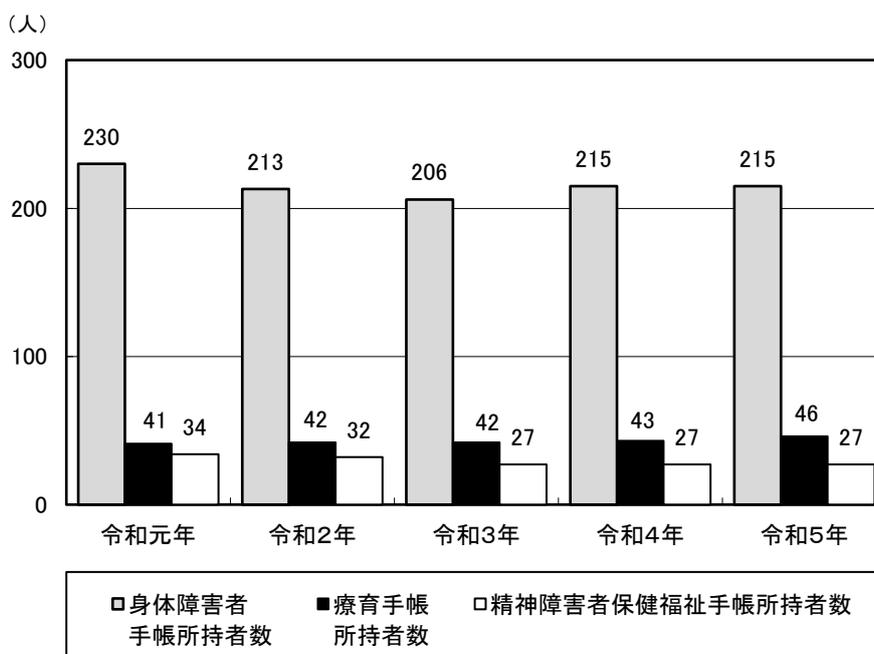


資料：住民基本台帳

## (2) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年と令和5年を比較すると減少しています。療育手帳所持者数は年々微増の傾向となっています。

### ■手帳所持者数の推移



### ■年齢別障害者手帳所持者数の推移

単位：人

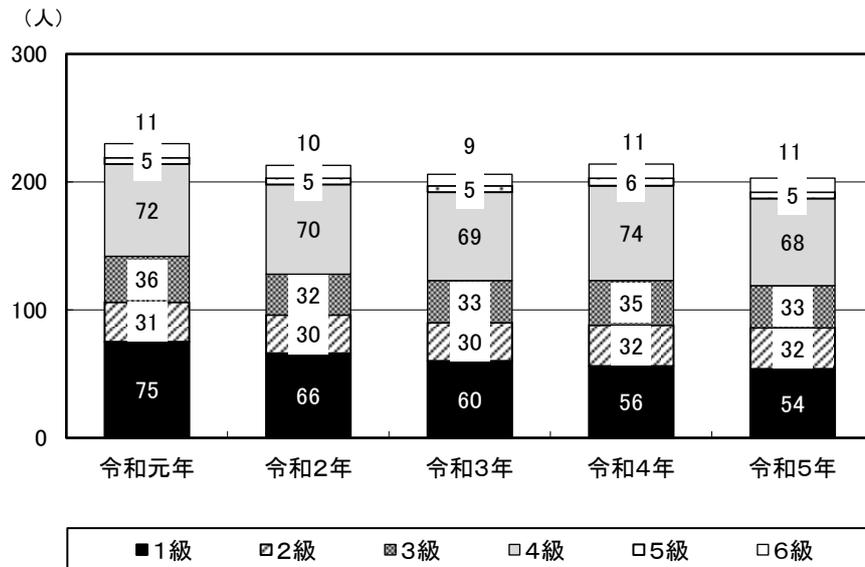
| 区分              | 年齢    | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳所持者数     | 18歳未満 | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
|                 | 18歳以上 | 226   | 209   | 202   | 211   | 211   |
| 療育手帳所持者数        | 18歳未満 | 6     | 7     | 7     | 8     | 10    |
|                 | 18歳以上 | 35    | 35    | 35    | 35    | 36    |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 18歳未満 | 3     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|                 | 18歳以上 | 31    | 30    | 25    | 25    | 25    |

資料：福祉行政報告例

### (3) 身体障害者手帳所持者の推移

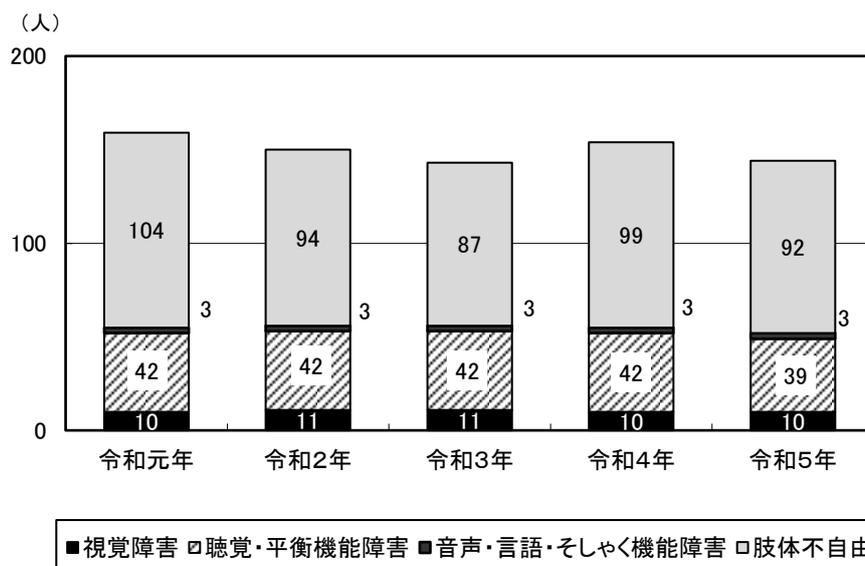
等級別の身体障害者手帳所持者数は1級が減少傾向となっており、その他は増減を重ねながら概ね横ばいの傾向で推移しています。また、障がい別に見ると、肢体不自由の割合が最も高くなっています。

#### ■等級別障害身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉行政報告例

#### ■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

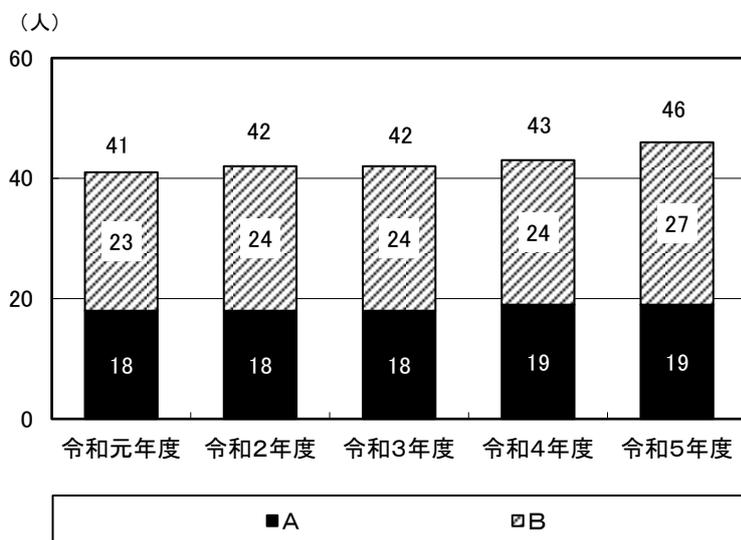


資料：福祉行政報告例

#### (4) 療育手帳所持者の推移

等級別の療育手帳所持者数は、それぞれ概ね横ばいから微増の傾向となっています。

##### ■療育手帳所持者数の推移

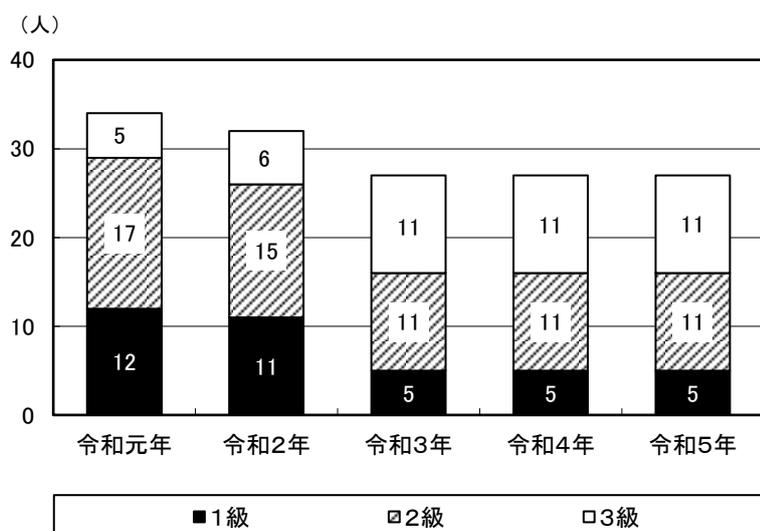


資料：福祉行政報告例

#### (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度から3年度にかけて3級が増加、1級及び2級が減少し、それ以降は横ばいの傾向となっています。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉行政報告例

## (6) 難病等の児童の推移

難病等の児童の推移は、いずれも概ね横ばいの傾向となっています。

### ■難病等の児童の推移

単位：人

| 区分                | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 特定医療費受給者証所持者数     | 10   | 9    | 9    | 9    | 10   |
| 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |

資料：町民生活課

## (7) 特別支援学級の推移

特別支援学級等の児童の推移は、いずれも増減を重ねており、令和5年では中学校の特別支援学級利用児童数、進級指導教室利用者が減少となっています。

### ■特別支援学級等の児童

単位：人

| 区分              | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 小学校の特別支援学級利用児童数 | 12   | 14   | 8    | 8    | 11   |
| 中学校の特別支援学級利用児童数 | 8    | 9    | 12   | 8    | 4    |
| 進級指導教室利用者数      | 27   | 26   | 30   | 33   | 23   |

資料：町民生活課

### (8) 障害福祉サービスの利用状況

本町では、人口規模や立地条件等のため、全てのサービスの提供は難しいのが現状です。こうした状況に対して、サービス利用者や支援者、専門家、事業所等との対話を大切にしながら、サービス資源の効果的な活用や事業所の参入促進を続けていくことが重要です。

#### ■訪問系サービスの実績

| サービス種別     | 単位   | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|------|-------|-------|
| 居宅介護       | 時間/月 | 11.5  | 14.3  |
|            | 人/月  | 2.8   | 2.8   |
| 重度訪問介護     | 時間/月 | 0.0   | 0.0   |
|            | 人/月  | 0.0   | 0.0   |
| 同行援護       | 時間/月 | 3.5   | 1.4   |
|            | 人/月  | 0.3   | 0.2   |
| 行動援護       | 時間/月 | 0.0   | 0.0   |
|            | 人/月  | 0.0   | 0.0   |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0.0   | 0.0   |
|            | 人/月  | 0.0   | 0.0   |

#### ■日中活動系サービスの実績

| サービス種別     | 単位   | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|------|-------|-------|
| 生活介護       | 人日/月 | 441.5 | 409.8 |
|            | 人/月  | 21.1  | 20.0  |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日/月 | 0.0   | 0.0   |
|            | 人/月  | 0.0   | 0.0   |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日/月 | 0.0   | 0.0   |
|            | 人/月  | 0.0   | 0.0   |
| 就労移行支援     | 人日/月 | 4.1   | 5.0   |
|            | 人/月  | 0.6   | 0.5   |
| 就労継続支援 A 型 | 人日/月 | 41.3  | 28.3  |
|            | 人/月  | 2.6   | 2.1   |
| 就労継続支援 B 型 | 人日/月 | 84.3  | 77.0  |
|            | 人/月  | 4.8   | 4.3   |
| 就労定着支援     | 人/月  | 0.1   | 1.0   |
| 療養介護       | 人/月  | 2.7   | 3.0   |
| 短期入所       | 人/月  | 0.0   | 0.0   |
|            | 日/月  | 0.0   | 0.0   |

■施設系サービスの実績

| サービス種別 | 単位  | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----|-------|-------|
| 自立生活援助 | 人/月 | 0.0   | 0.0   |
| 共同生活援助 | 人/月 | 9.0   | 10.3  |
| 施設入所支援 | 人/月 | 15.8  | 14.9  |

■相談支援サービスの実績

| サービス種別 | 単位  | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 5.9   | 5.8   |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0.0   | 0.0   |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0.0   | 0.0   |

■障害児通所支援等サービスの実績

| サービス種別      | 単位   | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|------|-------|-------|
| 児童発達支援      | 人日/月 | 22.0  | 16.3  |
|             | 人/月  | 5.3   | 4.7   |
| 医療型児童発達支援   | 人日/月 | 0.0   | 0.0   |
|             | 人/月  | 0.0   | 0.0   |
| 放課後等デイサービス  | 人日/月 | 0.0   | 0.2   |
|             | 人/月  | 0.0   | 0.2   |
| 保育所等訪問支援    | 人日/月 | 2.6   | 1.8   |
|             | 人/月  | 2.6   | 1.8   |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日/月 | 0.0   | 0.0   |
|             | 人/月  | 0.0   | 0.0   |
| 障害児相談支援     | 人/月  | 2.8   | 3.0   |

(9) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況は、以下の通りです。

■地域生活支援事業必須事業の実績

| サービス種別                         | 単位               | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------------|------------------|-------|-------|
| 理解促進・研修啓発事業                    | 実施の有無            | 有     | 有     |
| 自発的活動支援事業                      | 実施の有無            | 無     | 無     |
| 障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）          | 箇所               | 1.0   | 1.0   |
|                                | 設置の有無            | 有     | 有     |
| 相談支援機能強化事業                     | 実施の有無            | 有     | 有     |
| 住宅入居等支援事業                      | 実施の有無            | 有     | 有     |
| 成年後見制度利用支援事業                   | 人/年              | 0.0   | 0.0   |
| 成年後見制度法人後見支援事業                 | 実施の有無            | 有     | 有     |
| 意思疎通支援事業手話通訳者派遣                | 件/年              | 0.0   | 0.0   |
| 意思疎通支援事業要約筆記者派遣                | 件/年              | 0.0   | 0.0   |
| 意思疎通支援事業手話通訳者設置事業              | 人/年              | 0.0   | 0.0   |
| 意思疎通支援事業重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 | 人/年              | 0.0   | 0.0   |
| 日常生活用具給付事業介護訓練支援用具             | 件/年              | 0.0   | 0.0   |
| 日常生活用具給付事業自立生活支援用具             | 件/年              | 0.0   | 0.0   |
| 日常生活用具給付事業在宅療養等支援用具            | 件/年              | 0.0   | 0.0   |
| 日常生活用具給付事業情報・意思疎通支援用具          | 件/年              | 0.0   | 0.0   |
| 日常生活用具給付事業排泄管理支援用具             | 件/年              | 32.0  | 41.0  |
| 日常生活用具給付事業住宅改修費                | 件/年              | 0.0   | 0.0   |
| 手話奉仕員養成研修事業養成講習修了人数            | 人/年              | 0.0   | 0.0   |
| 移動支援事業                         | 時間/年             | 600.0 | 600.0 |
|                                | 人/年              | 3.0   | 3.0   |
|                                | 一人あたり<br>利用時間（年） | 200.0 | 200.0 |
| 地域活動支援センター                     | 箇所               | 1     | 1     |
|                                | 人/年              | 0     | 0     |

■地域生活支援事業任意事業の実績

| サービス種別            | 単位   | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|------|-------|-------|
| 福祉ホームの運営（運営補助の実施） | 件/年  | 1     | 1     |
| 日中一時支援            | 時間/年 | 0     | 110.0 |
|                   | 人/年  | 0     | 1.0   |
| 障害者虐待防止対策支援       | 件/年  | 0     | 0     |
| 自動車運転免許取得助成       | 件/年  | 0     | 0     |
| 自動車改造助成           | 人/年  | 0     | 0     |

## 2 アンケートからみる現状と課題

本調査は、「第4次長野原町障がい者計画第7期長野原町障がい福祉計画および第3期長野原町障がい児福祉計画」の策定における基礎資料とすることを目的として実施しました。

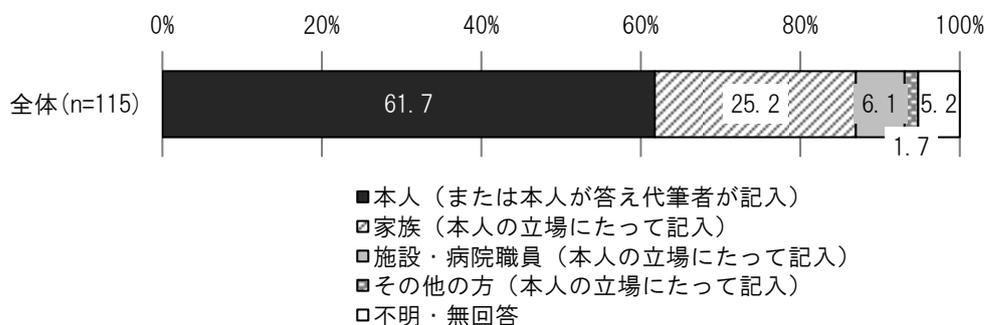
### (1) 調査概要

- ◇調査対象者：長野原町在住の各種障害者手帳をお持ちの方
- ◇調査期間：令和5年8月18日～令和5年8月31日
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式
- ◇回収結果：配布数：200件、有効回収数：115件、有効回収率：57.5%

### (2) 調査の結果（抜粋）

問1 お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）（単数回答）

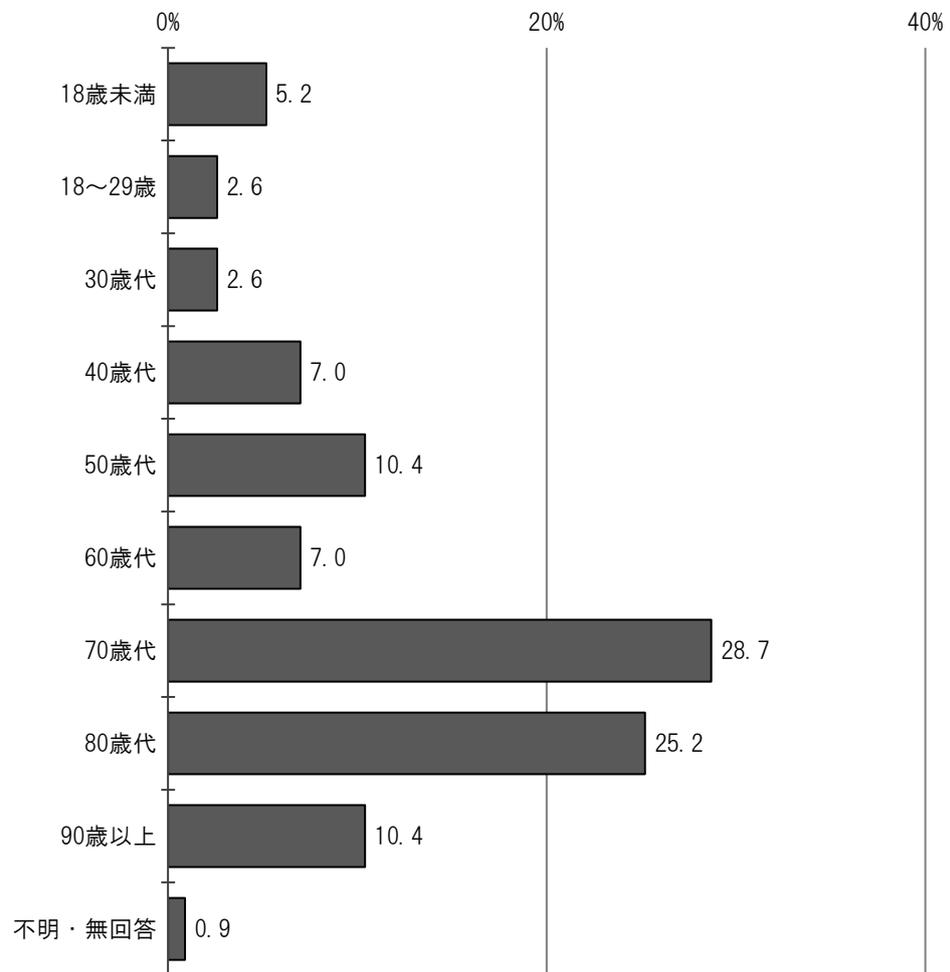
回答者についてみると、全体では「本人（または本人が答え代筆者が記入）」が61.7%と最も多く、次いで「家族（本人の立場にたって記入）」が25.2%、「施設・病院職員（本人の立場にたって記入）」が6.1%となっています。



問3 あなたの年齢（令和5年8月1日現在）を記入してください。（単数回答）

年齢についてみると、全体では「70歳代」が28.7%と最も多く、次いで「80歳代」が25.2%、「50歳代」が10.4%となっています。

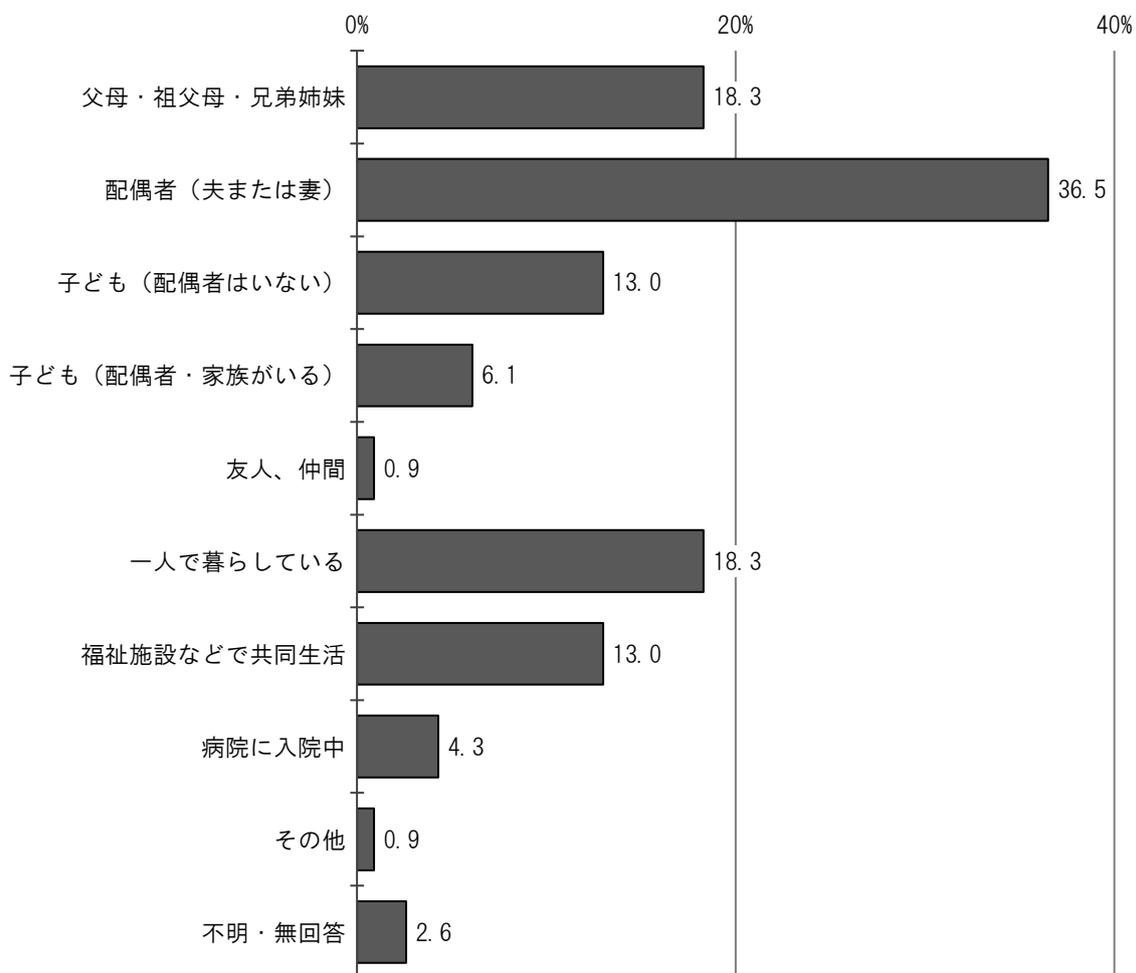
n=115



問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人（または場所）は、どなたですか。あなたからみた続柄でお答えください。（○はいくつでも）（複数回答）

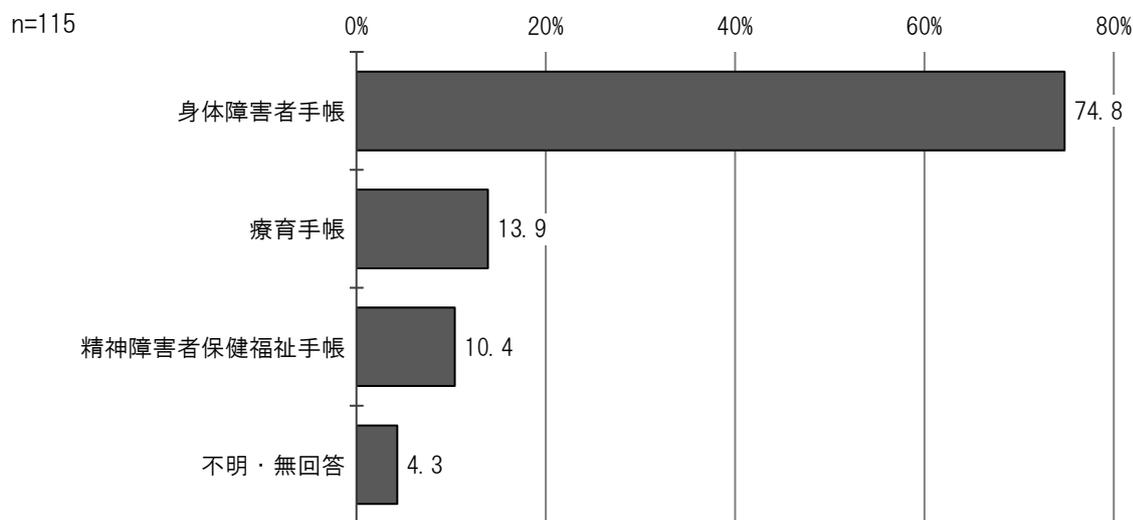
一緒に暮らしている人（または場所）についてみると、全体では「配偶者（夫または妻）」が36.5%と最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」「一人で暮らしている」が18.3%となっています。

n=115



問6 あなたがお持ちの手帳についてお答えください。(あてはまるものすべてに○) (複数回答)

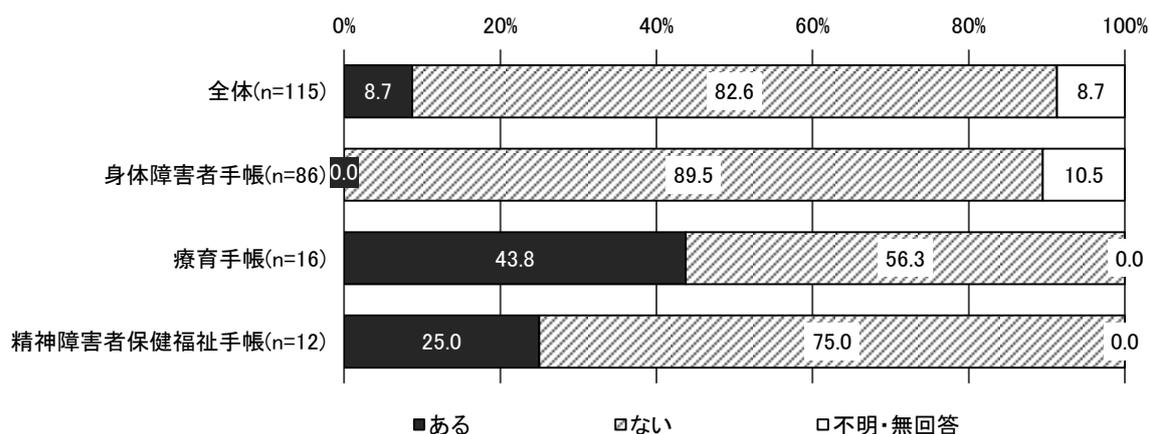
手帳の種類についてみると、全体では「身体障害者手帳」が74.8%と最も多く、次いで「療育手帳」が13.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.4%となっています。



問8 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ) (単数回答)

発達障がいとして診断されたことがあるかについてみると、全体では「ない」が82.6%と最も多く、次いで「ある」が8.7%となっています。

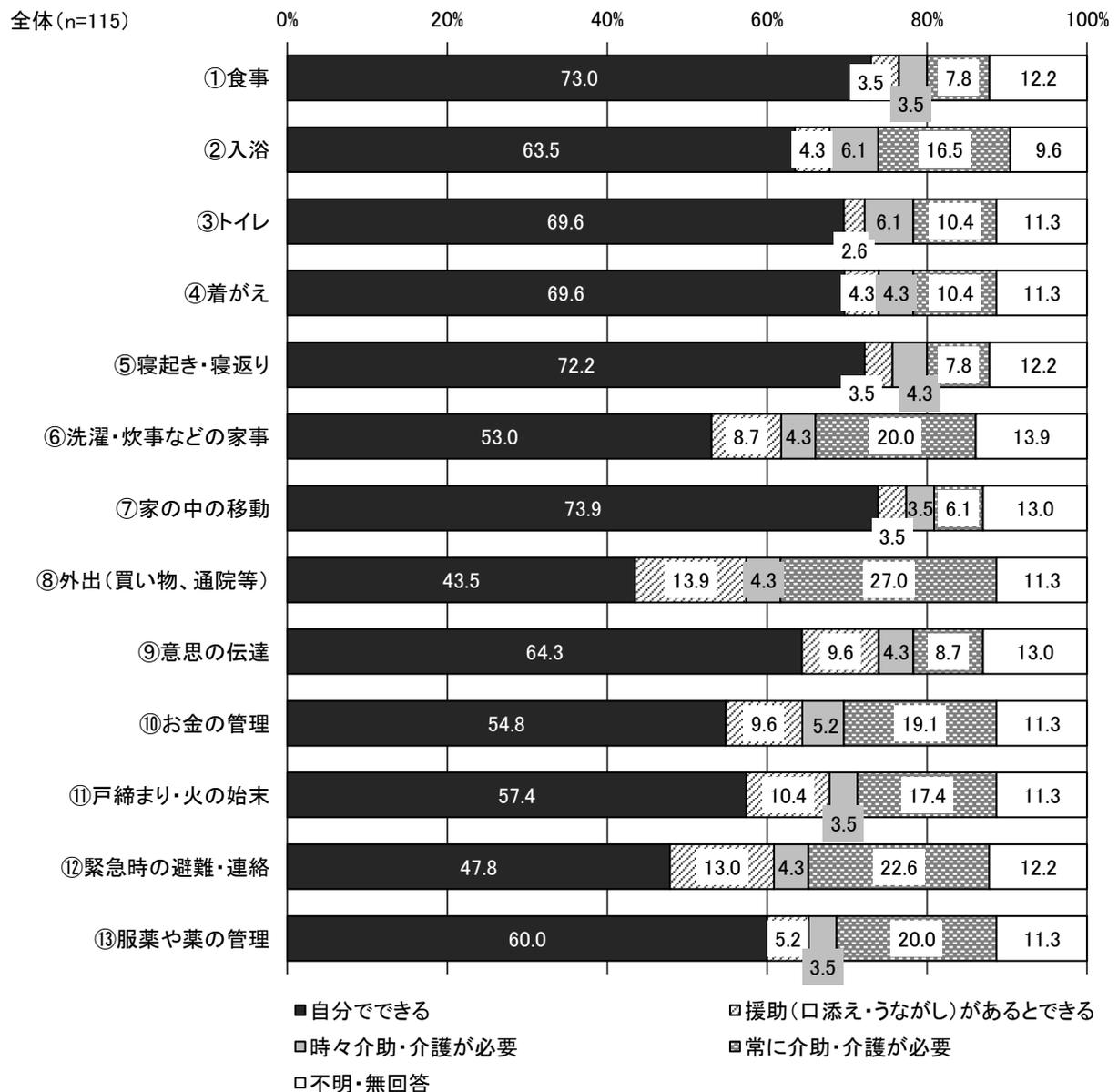
障がい種別にみると、療育手帳で「ある」が43.8%と他と比べて高くなっています。



問10(1) 支援(援助・介助・介護)が必要なのは、どのようなときですか。(項目ごとにそれぞれ単数回答)

支援(援助・介助・介護)が必要なときについてみると、全項目で「自分でできる」が最も高くなっており、特に〔①食事〕、〔⑤寝起き・寝返り〕、〔⑦家の中の移動〕70%を超えてが高くなっています。

「常に介助・介護が必要」では〔⑧外出(買い物、通院等)〕、〔⑫緊急時の避難・連絡〕、〔⑥選択・炊事などの家事〔⑬服薬や薬の管理〕〕が20%を超えて高くなっています。



問12 あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(○は1つだけ) (単数回答)

今後、どのように暮らしたいかについてみると、全体では「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が53.9%と最も多く、次いで「わからない」が15.7%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい」が8.7%となっています。

<身体障害者手帳>では、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が57.0%と最も多く、次いで「わからない」が14.0%となっています。

<療育手帳>では、「わからない」が37.5%と最も多く、次いで「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が31.3%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が41.7%と最も多く、次いで「家族と一緒に自宅で暮らしたい」「わからない」が16.7%となっています。

| 単位:%      | 家族と一緒に自宅で暮らしたい | 一人暮らしや結婚のために家を借りたい | 専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい | 生活の訓練を利用するための施設やサービスの利用したい | 病院に入院したい | その他 | わからない | 不明・無回答 |
|-----------|----------------|--------------------|--------------------------|----------------------------|----------|-----|-------|--------|
| 全体(n=115) | 53.9           | 2.6                | 8.7                      | 4.3                        | 0.0      | 3.5 | 15.7  | 11.3   |
| 身体(n=86)  | 57.0           | 1.2                | 7.0                      | 2.3                        | 0.0      | 4.7 | 14.0  | 14.0   |
| 療育(n=16)  | 31.3           | 0.0                | 18.8                     | 12.5                       | 0.0      | 0.0 | 37.5  | 0.0    |
| 精神(n=12)  | 41.7           | 16.7               | 8.3                      | 8.3                        | 0.0      | 0.0 | 16.7  | 8.3    |

問 15 あなたは、現在悩んでいることや相談したいことがありますか。(あてはまるものすべてに○)(複数回答)

現在悩んでいることや相談したいことについてみると、全体では「自分の健康や治療のこと」が45.2%と最も多く、次いで「特にない」が26.1%、「外出や移動のこと」が22.6%となっています。

<身体障害者手帳>では、「自分の健康や治療のこと」が51.2%と最も多く、次いで「外出や移動のこと」が26.7%となっています。

<療育手帳>では、「特にない」が43.8%と最も多く、次いで「自分の健康や治療のこと」「緊急時や災害時のこと」が31.3%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「生活費など経済的なこと」が50%と最も多く、次いで「自分の健康や治療のこと」「仕事や就職のこと」が33.3%となっています。

| 単位：%              | 自分の健康や治療のこと | 生活費など経済的なこと | 介助や介護のこと | 家事（炊事・洗濯・掃除）のこと | 住まいのこと | 外出や移動のこと | 就学や進学のこと | 仕事や就職のこと | 恋愛や結婚のこと | 教養や趣味に関すること |
|-------------------|-------------|-------------|----------|-----------------|--------|----------|----------|----------|----------|-------------|
| 全体(n=115)         | 45.2        | 18.3        | 20.9     | 10.4            | 7.0    | 22.6     | 2.6      | 9.6      | 0.9      | 4.3         |
| 身体手帳所持者(n=86)     | 51.2        | 17.4        | 23.3     | 10.5            | 7.0    | 26.7     | 1.2      | 7.0      | 1.2      | 2.3         |
| 療育手帳所持者(n=16)     | 31.3        | 25.0        | 12.5     | 6.3             | 12.5   | 18.8     | 12.5     | 18.8     | 6.3      | 6.3         |
| 精神障害者保健福祉手帳(n=12) | 33.3        | 50.0        | 0.0      | 16.7            | 16.7   | 0.0      | 0.0      | 33.3     | 8.3      | 16.7        |

| 単位：%              | 緊急時や災害時のこと | 話し相手がないこと | 福祉などに関する情報収集のこと | 家族の人間関係のこと | 地域の人間関係のこと | 職場や施設内での人間関係のこと | その他  | 特にない | 不明・無回答 |
|-------------------|------------|-----------|-----------------|------------|------------|-----------------|------|------|--------|
| 全体(n=115)         | 18.3       | 6.1       | 11.3            | 6.1        | 6.1        | 5.2             | 2.6  | 26.1 | 8.7    |
| 身体手帳所持者(n=86)     | 19.8       | 4.7       | 12.8            | 3.5        | 5.8        | 2.3             | 1.2  | 22.1 | 7.0    |
| 療育手帳所持者(n=16)     | 31.3       | 6.3       | 18.8            | 12.5       | 6.3        | 6.3             | 0.0  | 43.8 | 6.3    |
| 精神障害者保健福祉手帳(n=12) | 25.0       | 16.7      | 8.3             | 16.7       | 8.3        | 25.0            | 16.7 | 25.0 | 8.3    |

問 16 あなたが悩んでいることを相談する相手は誰(どこ)ですか。(あてはまるものすべてに○)  
(複数回答)

相談する相手についてみると、全体では「家族」が66.1%と最も高く、次いで「知人・友人」が27.0%となっています。

障がい種別にみると、いずれも「家族」が最も高く、次いで<身体障害者手帳><精神障害者保健福祉手帳>では「友人・知人」、<療育手帳>では「サービスをうけているところ(施設、作業所、事業所)」となっています。

| 単位:%              | 家族   | 友人・知人 | 隣近所の人 | 保育所・幼稚園・学校 | 職場  | 病院   | (サービスを受けているところ<br>(施設、作業所、事業所)) | ホームヘルパー | 役場の職員 |
|-------------------|------|-------|-------|------------|-----|------|---------------------------------|---------|-------|
| 全体(n=115)         | 66.1 | 27.0  | 6.1   | 0.0        | 0.9 | 16.5 | 22.6                            | 4.3     | 5.2   |
| 身体手帳所持者(n=86)     | 68.6 | 29.1  | 5.8   | 0.0        | 0.0 | 16.3 | 16.3                            | 3.5     | 5.8   |
| 療育手帳所持者(n=16)     | 50.0 | 12.5  | 6.3   | 0.0        | 6.3 | 0.0  | 50.0                            | 0.0     | 0.0   |
| 精神障害者保健福祉手帳(n=12) | 58.3 | 41.7  | 8.3   | 0.0        | 0.0 | 33.3 | 33.3                            | 8.3     | 8.3   |

| 単位:%              | 社会福祉協議会 | 地域包括支援センター | 民生委員・児童委員 | 障がい者相談員 | 障がい者(児)団体 | その他 | 相談する人はいない | 相談する必要がある | 不明・無回答 |
|-------------------|---------|------------|-----------|---------|-----------|-----|-----------|-----------|--------|
| 全体(n=115)         | 6.1     | 2.6        | 0.9       | 0.9     | 0.9       | 0.9 | 5.2       | 2.6       | 9.6    |
| 身体手帳所持者(n=86)     | 7.0     | 3.5        | 1.2       | 1.2     | 1.2       | 0.0 | 7.0       | 3.5       | 9.3    |
| 療育手帳所持者(n=16)     | 12.5    | 0.0        | 0.0       | 0.0     | 0.0       | 6.3 | 6.3       | 0.0       | 6.3    |
| 精神障害者保健福祉手帳(n=12) | 8.3     | 0.0        | 0.0       | 0.0     | 0.0       | 0.0 | 0.0       | 0.0       | 8.3    |

問17 各サービスの「利用状況」と「利用の意向」について、それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。(項目ごとにそれぞれ単数回答)

各サービスの「利用状況」についてみると、計画相談支援が16.5%と最も高く、次いで生活介護が12.2%となっています。

また、「利用の意向」についてみると、計画相談支援が13.9%と最も高く、次いで短期入所が13.0%、生活介護と自立訓練がそれぞれ11.3%となっています。

| 単位：％<br>全体(n=115) |                  | 利用状況   |         |        | 利用の意向 |          |       |        |
|-------------------|------------------|--------|---------|--------|-------|----------|-------|--------|
|                   |                  | 利用している | 利用していない | 不明・無回答 | 利用したい | 利用の予定はない | わからない | 不明・無回答 |
| 訪問サービス            | ①居宅介護            | 1.7    | 75.7    | 22.6   | 7.0   | 38.3     | 16.5  | 38.3   |
|                   | ②重度訪問介護          | 0.0    | 77.4    | 22.6   | 7.0   | 38.3     | 14.8  | 40.0   |
|                   | ③行動援護            | 0.0    | 73.9    | 26.1   | 5.2   | 38.3     | 14.8  | 41.7   |
|                   | ④同行援護            | 0.9    | 73.9    | 25.2   | 1.7   | 39.1     | 16.5  | 42.6   |
|                   | ⑤重度障害者等包括支援      | 0.0    | 73.9    | 26.1   | 5.2   | 37.4     | 14.8  | 42.6   |
| 日中活動の場            | ①生活介護            | 12.2   | 62.6    | 25.2   | 11.3  | 29.6     | 14.8  | 44.3   |
|                   | ②自立訓練(機能訓練・生活訓練) | 2.6    | 67.0    | 30.4   | 11.3  | 32.2     | 13.0  | 43.5   |
|                   | ③就労移行支援          | 2.6    | 69.6    | 27.8   | 6.1   | 36.5     | 15.7  | 41.7   |
|                   | ④就労継続支援A型        | 2.6    | 70.4    | 27.0   | 3.5   | 38.3     | 18.3  | 40.0   |
|                   | ⑤就労継続支援B型        | 3.5    | 70.4    | 26.1   | 3.5   | 37.4     | 18.3  | 40.9   |
|                   | ⑥短期入所(ショートステイ)   | 1.7    | 72.2    | 26.1   | 13.0  | 32.2     | 18.3  | 36.5   |
|                   | ⑦療養介護            | 2.6    | 70.4    | 27.0   | 9.6   | 33.0     | 15.7  | 41.7   |
|                   | ⑧自立生活援助          | 0.0    | 73.9    | 26.1   | 4.3   | 33.9     | 21.7  | 40.0   |
|                   | ⑨就労定着支援          | 0.0    | 73.0    | 27.0   | 7.8   | 35.7     | 16.5  | 40.0   |
| 支相談               | ①計画相談支援          | 16.5   | 60.0    | 23.5   | 13.9  | 24.3     | 17.4  | 44.3   |
| 住まいの場             | ①共同生活援助(グループホーム) | 0.9    | 72.2    | 27.0   | 9.6   | 34.8     | 17.4  | 38.3   |
|                   | ②施設入所支援          | 9.6    | 66.1    | 24.3   | 7.8   | 29.6     | 19.1  | 43.5   |
| 地域生活支援事業          | ①障害者相談支援事業       | 7.8    | 65.2    | 27.0   | 12.2  | 27.8     | 18.3  | 41.7   |
|                   | ②意思疎通支援事業        | 0.9    | 72.2    | 27.0   | 2.6   | 36.5     | 19.1  | 41.7   |
|                   | ③日常生活用具給付等事業     | 4.3    | 70.4    | 25.2   | 12.2  | 31.3     | 15.7  | 40.9   |
|                   | ④移動支援事業          | 0.9    | 73.0    | 26.1   | 8.7   | 35.7     | 14.8  | 40.9   |
|                   | ⑤地域活動支援センター      | 2.6    | 71.3    | 26.1   | 9.6   | 32.2     | 16.5  | 41.7   |
|                   | ⑥訪問入浴サービス事業      | 0.0    | 74.8    | 25.2   | 7.0   | 36.5     | 17.4  | 39.1   |
|                   | ⑦日中一時支援事業        | 1.7    | 71.3    | 27.0   | 6.1   | 35.7     | 16.5  | 41.7   |
|                   | ⑧生活サポート事業        | 1.7    | 69.6    | 28.7   | 7.8   | 33.9     | 17.4  | 40.9   |
|                   | ⑨社会参加促進事業        | 1.7    | 72.2    | 26.1   | 4.3   | 33.9     | 19.1  | 42.6   |

問 19 障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか。(〇はいくつでも)  
(複数回答)

障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることについてみると、全体では「特に困っていることはない」が 40.0%と最も多く、次いで「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 20.0%、「福祉サービス事業者が少ない」が 11.3%となっています。

<身体障害者手帳>では、「特に困っていることはない」が 41.9%と最も多く、次いで「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 20.9%となっています。

<療育手帳>では、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」「特に困っていることはない」が 31.3%と最も多く、次いで「福祉サービス事業者が少ない」が 18.8%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「特に困っていることはない」が 33.3%と最も多く、次いで「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 25%となっています。

| 単位：%              | 情報が少ない<br>サービス提供<br>や内容に関する | 福祉サービス<br>事業者が少ない | サービス利用の<br>手続きが大変 | 事業者との<br>日時などの<br>調整が大変 | 利用できる<br>回数や日時が<br>少ない | サービスの質<br>について | 他の利用者<br>との関係について | 利用者負担<br>について | その他 | 特に困っている<br>ことはない | 不明・無<br>回答 |
|-------------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|------------------------|----------------|-------------------|---------------|-----|------------------|------------|
| 全体(n=115)         | 20.0                        | 11.3              | 7.8               | 5.2                     | 5.2                    | 6.1            | 3.5               | 5.2           | 1.7 | 40.0             | 28.7       |
| 身体手帳所持者(n=86)     | 20.9                        | 9.3               | 7.0               | 5.8                     | 5.8                    | 4.7            | 0.0               | 5.8           | 1.2 | 41.9             | 29.1       |
| 療育手帳所持者(n=16)     | 31.3                        | 18.8              | 6.3               | 6.3                     | 12.5                   | 6.3            | 12.5              | 6.3           | 6.3 | 31.3             | 18.8       |
| 精神障害者保健福祉手帳(n=12) | 25.0                        | 16.7              | 16.7              | 0.0                     | 8.3                    | 16.7           | 16.7              | 0.0           | 0.0 | 33.3             | 16.7       |

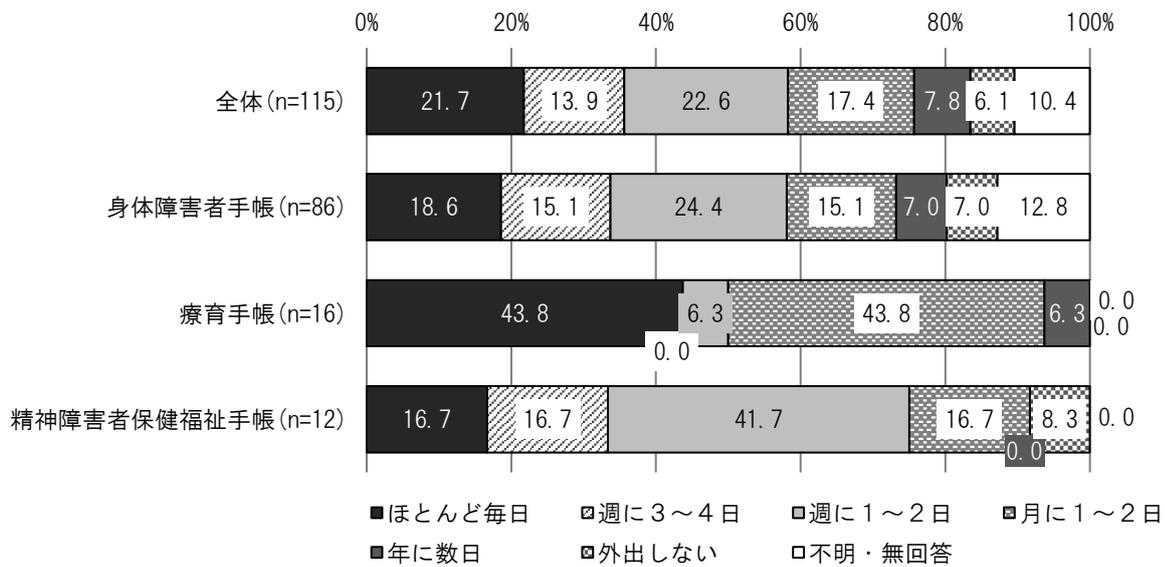
問23 あなたは、どのくらいの頻度で外出していますか。(単数回答)

外出頻度についてみると、全体では「週に1～2日」が22.6%と最も多く、次いで「ほとんど毎日」が21.7%、「月に1～2日」が17.4%となっています。

<身体障害者手帳>では、「週に1～2日」が24.4%と最も多く、次いで「ほとんど毎日」が18.6%となっています。

<療育手帳>では、「ほとんど毎日」「月に1～2日」が43.8%と最も多く、次いで「ほとんど毎日」「月に1～2日」「年に数日」が6.3%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「週に1～2日」が41.7%と最も多く、次いで「週に1～2日」「月に1～2日」が16.7%となっています。



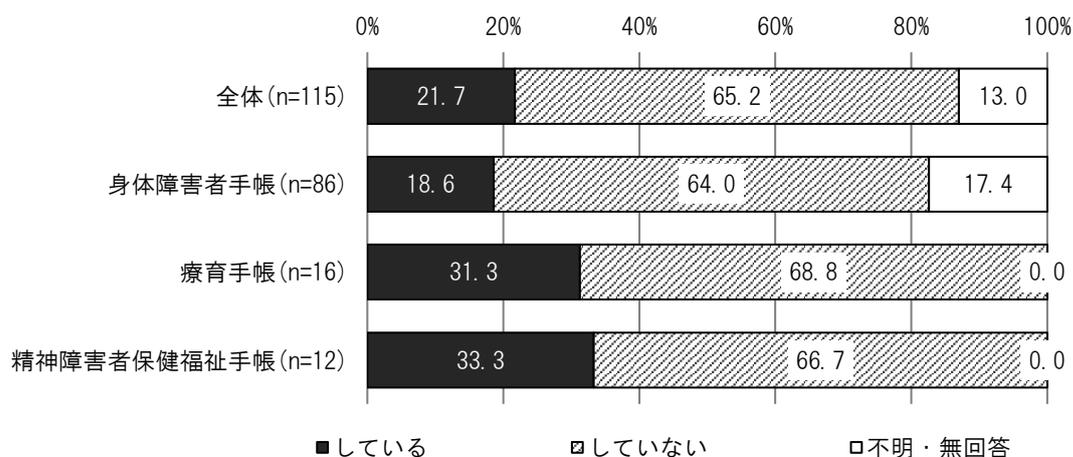
問 30 あなたは、現在、仕事をしていますか。(単数回答)

就労についてみると、全体では「していない」が65.2%と最も多く、次いで「している」が21.7%となっています。

<身体障害者手帳>では、「していない」が64%と最も多く、次いで「している」が18.6%となっています。

<療育手帳>では、「していない」が68.8%と最も多く、次いで「している」が31.3%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「していない」が66.7%と最も多く、次いで「している」が33.3%となっています。



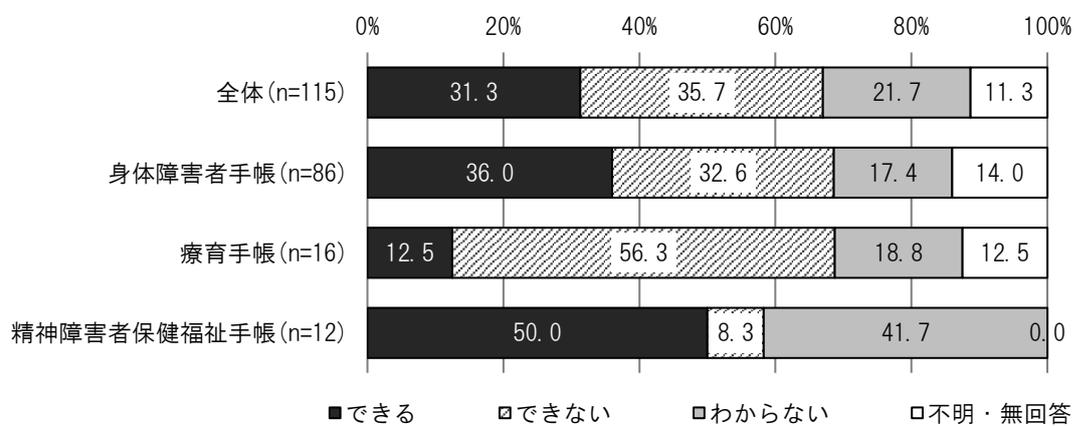
問 36 あなたは火事や地震などの災害時に、一人で避難することができますか。(○は1つだけ)  
(単数回答)

火事や地震などの災害時に、一人で避難することができるかについてみると、全体では「できない」が35.7%と最も多く、次いで「できる」が31.3%、「わからない」が21.7%となっています。

<身体障害者手帳>では、「できる」が36%と最も多く、次いで「できない」が32.6%となっています。

<療育手帳>では、「できない」が56.3%と最も多く、次いで「わからない」が18.8%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「できる」が50%と最も多く、次いで「わからない」が41.7%となっています。



問 38 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(〇はいくつでも)(複数回答)

災害時に困ることについてみると、全体では「投薬や治療が受けられない」が38.3%と最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が34.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が33.9%となっています。

<身体障害者手帳>では、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が37.2%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が33.7%となっています。

<療育手帳>では、「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が50%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が31.3%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「投薬や治療が受けられない」が50%と最も多く、次いで「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」が33.3%となっています。

| 単位:%      | 投薬や治療が受けられない | 補装具の使用が困難になる | 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる | 救助を求めることができない | 安全なところまで、迅速に避難することができない | 被害状況、避難場所などの情報が入手できない | 周囲とコミュニケーションがとれない | 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安 | 避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど) | 災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない | 災害時の情報入手・連絡の手段がない | その他 | 特になし | 不明・無回答 |
|-----------|--------------|--------------|----------------------|---------------|-------------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------|-----|------|--------|
| 全体(n=115) | 38.3         | 8.7          | 9.6                  | 13.0          | 33.9                    | 13.9                  | 13.9              | 34.8                  | 23.5                          | 17.4                  | 12.2              | 4.3 | 10.4 | 17.4   |
| 身体(n=86)  | 33.7         | 11.6         | 12.8                 | 11.6          | 33.7                    | 14.0                  | 10.5              | 37.2                  | 23.3                          | 14.0                  | 12.8              | 5.8 | 11.6 | 17.4   |
| 療育(n=16)  | 50.0         | 0.0          | 6.3                  | 25.0          | 50.0                    | 18.8                  | 31.3              | 31.3                  | 25.0                          | 25.0                  | 12.5              | 0.0 | 6.3  | 18.8   |
| 精神(n=12)  | 50.0         | 0.0          | 8.3                  | 8.3           | 16.7                    | 8.3                   | 16.7              | 25.0                  | 25.0                          | 33.3                  | 16.7              | 0.0 | 0.0  | 8.3    |

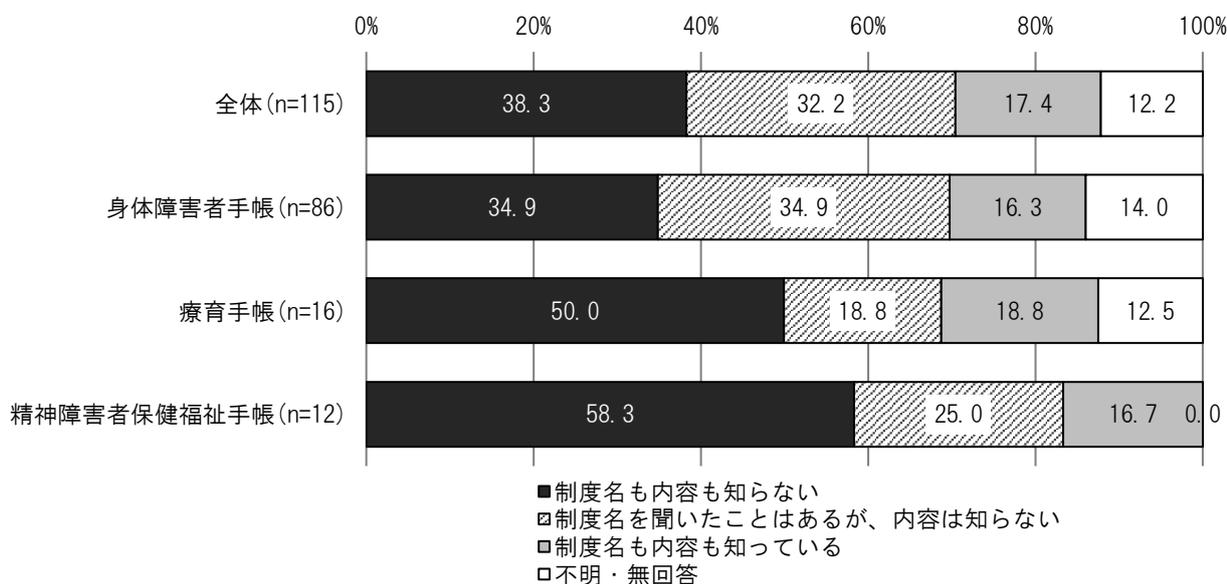
問 45 成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度について知っていましたか。(○は1つだけ) (単数回答)

成年後見制度について知っているかについてみると、全体では「制度名も内容も知らない」が38.3%と最も多く、次いで「制度名を聞いたことはあるが、内容は知らない」が32.2%、「制度名も内容も知っている」が17.4%となっています。

<身体障害者手帳>では、「制度名も内容も知らない」「制度名を聞いたことはあるが、内容は知らない」が34.9%と最も多く、次いで「制度名も内容も知っている」が16.3%となっています。

<療育手帳>では、「制度名も内容も知らない」が50%と最も多く、次いで「制度名も内容も知らない」「制度名も内容も知っている」が18.8%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「制度名も内容も知らない」が58.3%と最も多く、次いで「制度名を聞いたことはあるが、内容は知らない」が25%となっています。



問 48 主な介助者はどなたですか。(○は1つだけ) (単数回答)

主な介助者についてみると、全体では「配偶者(妻・夫)」が33.8%と最も多く、次いで「子ども」が17.6%、「父親・母親」が13.2%となっています。

<身体障害者手帳>では、「配偶者(妻・夫)」が46%と最も多く、次いで「子ども」が18%となっています。

<療育手帳>では、「父親・母親」が41.7%と最も多く、次いで「その他」が16.7%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「父親・母親」が100%と最も多く、次いで「父親・母親」「その他」が%となっています。

| 単位:%     | 配偶者<br>(妻・夫) | 父親・<br>母親 | 子<br>ども | 兄<br>弟・<br>姉<br>妹 | 祖<br>父・<br>祖<br>母 | 孫   | 親<br>戚 | 隣<br>人・<br>知<br>人 | ホ<br>ー<br>ム<br>ヘル<br>パー | グ<br>ル<br>ー<br>プ<br>ホ<br>ー<br>ム<br>の<br>職<br>員 | ボ<br>ラ<br>ン<br>テ<br>ィ<br>ア | そ<br>の<br>他 | 不<br>明・<br>無<br>回<br>答 |
|----------|--------------|-----------|---------|-------------------|-------------------|-----|--------|-------------------|-------------------------|--|----------------------------|-------------|------------------------|
| 全体(n=68) | 33.8         | 13.2      | 17.6    | 2.9               | 0.0               | 0.0 | 0.0    | 0.0               | 2.9                     | 4.4  | 0.0                        | 5.9         | 19.1                   |
| 身体(n=50) | 46.0         | 4.0       | 18.0    | 2.0               | 0.0               | 0.0 | 0.0    | 0.0               | 4.0                     | 2.0  | 0.0                        | 4.0         | 20.0                   |
| 療育(n=12) | 0.0          | 41.7      | 0.0     | 8.3               | 0.0               | 0.0 | 0.0    | 0.0               | 0.0                     | 8.3  | 0.0                        | 16.7        | 25.0                   |
| 精神(n=4)  | 0.0          | 100.0     | 0.0     | 0.0               | 0.0               | 0.0 | 0.0    | 0.0               | 0.0                     | 0.0  | 0.0                        | 0.0         | 0.0                    |

問 49 主な介助者の年齢はおいくつですか。(○は1つだけ) (単数回答)

主な介助者の年齢についてみると、全体では「70～79 歳」が 25.0%と最も多く、次いで「60～69 歳」が 22.1%、「80～89 歳」が 13.2%となっています。

<身体障害者手帳>では、「70～79 歳」が 32%と最も多く、次いで「70～79 歳」「80～89 歳」が 18%となっています。

<療育手帳>では、「40～49 歳」が 25%と最も多く、次いで「40～49 歳」「70～79 歳」が 16.7%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「60～69 歳」が 75%と最も多く、次いで「70～79 歳」が 25%となっています。

| 単位：%      | 10<br>～<br>19<br>歳 | 20<br>～<br>29<br>歳 | 30<br>～<br>39<br>歳 | 40<br>～<br>49<br>歳 | 50<br>～<br>59<br>歳 | 60<br>～<br>69<br>歳 | 70<br>～<br>79<br>歳 | 80<br>～<br>89<br>歳 | 90<br>歳<br>以上 | わ<br>か<br>ら<br>な<br>い | 不<br>明<br>・<br>無<br>回<br>答 |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|-----------------------|----------------------------|
| 全体 (n=68) | 1.5                | 1.5                | 1.5                | 10.3               | 10.3               | 22.1               | <b>25.0</b>        | 13.2               | 0.0           | 7.4                   | 7.4                        |
| 身体 (n=50) | 2.0                | 2.0                | 0.0                | 6.0                | 10.0               | 18.0               | <b>32.0</b>        | 18.0               | 0.0           | 6.0                   | 6.0                        |
| 療育 (n=12) | 0.0                | 0.0                | 8.3                | <b>25.0</b>        | 8.3                | 16.7               | 16.7               | 0.0                | 0.0           | 8.3                   | 16.7                       |
| 精神 (n=4)  | 0.0                | 0.0                | 0.0                | 0.0                | 0.0                | <b>75.0</b>        | 25.0               | 0.0                | 0.0           | 0.0                   | 0.0                        |

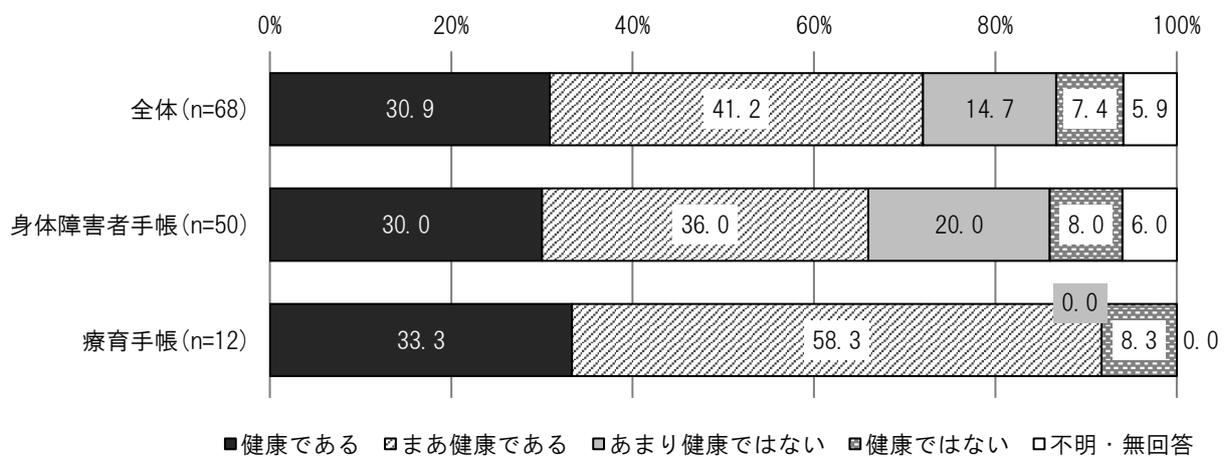
問 50 介助者自身の健康状態はいかがですか。(単数回答)

介助者自身の健康状態についてみると、全体では「まあ健康である」が41.2%と最も多く、次いで「健康である」が30.9%、「あまり健康ではない」が14.7%となっています。

<身体障害者手帳>では、「まあ健康である」が36%と最も多く、次いで「健康である」が30%となっています。

<療育手帳>では、「まあ健康である」が58.3%と最も多く、次いで「健康である」が33.3%となっています。

<精神障害者保健福祉手帳>では、「まあ健康である」が75%と最も多く、次いで「健康である」が25%となっています。



## 3 事業所調査

本調査は、事業所の活動の現状や計画期間となる概ね今後3年間（令和6年度～令和8年度）の方向性を把握することを目的として実施しました。また、国から新たに示された強度行動障がいについての実態についても合わせて調査を実施しています。

### （1）調査概要

◇調査方向：調査シートを用いた記入調査

◇実施時期：令和6年1月

◇回収数：5事業所（事業所の種類：相談支援、就労支援、グループホーム、児童発達支援等）

### （2）調査内容と結果

#### ①事業及び活動の概要について

- ・各事業所の内容となるため、個別の回答は掲載せずに本計画の各施策内に反映します。

#### ②事業所における今後3年間（令和6年度～令和8年度）の方向性等について

- ・「拡大、継続、縮小、終了」の4つの選択肢の内、全ての事業所が「継続」と回答しています。
- ・新規事業の予定はありませんでした。

#### ③強度行動障がいの状況について

- ・本町在住で強度行動障がいのある方の利用状況については、現在、利用はありませんでした。
- ・本町在住で強度行動障がいと思われる方を把握しているかについては、全ての事業所が把握していないと回答しています。
- ・強度行動障がいと思われる方の受け入れについては、受け入れできるが1件、何かしらの支援があれば受け入れできるが2件、受け入れできないが2件となっています。
- ・個別の意見として、「親子通所のため、ご家族、自治体ともに協力していただき、支援できればと思う（児童発達支援事業所）」、「強度行動障がいの知識や対応方法について知る。対応時には自治体等と連携できる体制の確保（就労支援事業所）」といった意見があがっています。

#### ④その他

- ・今後の課題として利用者の高齢化や職員の人員不足があげられています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

**認めあい 支えあい すべての人にやさしいまち 長野原**  
～障がいのある人が安心していきいきと主体的に暮らせるまちをめざして～

障がいの有無に関係なく、住み慣れたまちで安心していきいきと暮らし続けるためには、地域社会の一員としてその人らしい生活を営むことができるよう、障がいのある人に必要な支援が提供されるとともに、自立や社会参加を支援することが大切です。

また、近年では新型コロナウイルス感染症や全国で多発する自然災害等、予測の難しい脅威にも柔軟に対応できるよう、日頃の備えや地域のネットワークの強化が重要となっています。

本計画ではこれまでの計画の理念に安心というキーワードを加えつつ、障がい福祉を地域全体のものとしてとらえ、子どもから高齢者まで、長野原町に住む一人ひとりが安心していきいきと暮らし、あらゆる場面で人格と個性が尊重され、心をかよわせながら生きることができる社会の実現をめざします。

## 2 基本目標

### (1) 相互理解を深める広報・啓発の推進

地域でともに生活するなかで、障がいの有無に関係なく互いを理解し、尊重する心を育むことが重要です。そのためにも広報や啓発、ボランティア等を通して情報の共有を図り、身近な地域での相互理解を深める取り組みを推進していきます。

### (2) 日々の暮らしを支援する生活支援の充実

障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、相談体制の充実や情報提供体制の充実を図るとともに、生活支援の整備、サービスの量的・質的な充実に努め、すべての障がいのある人が豊かな地域生活を送ることのできる体制づくりに努めます。

また、障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション、文化活動に参加することは、健康の保持・増進や生活の幅を広げ、心を豊かにすることにもつながることから、こうした活動への支援等を通じて社会参加を促進していきます。

### (3) 安心な生活を支える保健・医療サービスの適切な提供

障がいのある人がライフステージの各段階で、一人ひとりのニーズに合った適切な保健・医療サービスを受けることができる体制づくりが重要です。障がいの原因となる可能性のある妊娠中や分娩時の異常に適切に対応するための医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や高齢化にともなう疾病等を早期に発見して適切な治療を行うことで、障がいの予防や軽減を図ります。

また、疾病等の予防から各種の福祉施策まで適切なサービスを受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携による総合的な支援を図ります。

### (4) 自分らしくいきいきと育てる療育・教育体制の充実

障がいの早期発見・早期療育においては、乳幼児健診や各相談事業を行う等、保護者の育児不安を取り除くことが重要です。また、障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりが一人の人間として尊重され、将来、自立し、積極的に社会参加していくために、障がいの特性や程度、各ライフステージに対応した療育・教育体制の充実を図ります。

### (5) 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大

障がいのある人が、個人の適性と目標に応じて可能な限り、就労の場につくことができる環境づくりを進めることは、単に経済的な理由にとどまらず、生きがいや自己実現につなげていくためにも大変重要です。障がいのある人に対する職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保、さらには事業者の障がい者雇用に関する理解を深めることが大切であることから、障がいのある人への就労支援とともに、事業所等への働きかけを図ります。

### (6) 安心して快適に暮らせる基盤づくりの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために必要な、安全・安心なまちづくりを推進するためには、心理的・制度的・社会的な面とともに、物理的な障壁（バリア）を取り除くことが大切です。障がいのある人が利用しやすいバスや鉄道等の交通・移動手段の確保や予期せぬ災害や感染症拡大等の対策に加えて、虐待防止の対策や防犯、交通安全等の様々な面から、安心して快適に暮らせる基盤づくりを推進します。

### 3 施策の体系

| 基本目標                           | 施策の方向                     |
|--------------------------------|---------------------------|
| 1 相互理解を深める<br>広報・啓発の推進         | (1) 広報・啓発活動の推進            |
|                                | (2) 福祉教育の推進               |
|                                | (3) 地域活動やボランティアへの活動支援     |
| 2 日々の暮らしを支援する<br>生活支援の充実       | (1) 総合的な相談体制・情報提供の充実      |
|                                | (2) 在宅・日中活動支援の充実          |
|                                | (3) 生活の場・地域活動の場の整備        |
|                                | (4) 精神障がい者の福祉の充実          |
|                                | (5) 生活安定のための施策の充実         |
|                                | (6) 福祉マンパワーの養成と確保         |
|                                | (7) スポーツ・レクリエーションや文化活動の推進 |
| 3 安心な生活を支える<br>保健・医療サービスの適切な提供 | (1) 各ライフステージに応じた健康づくりの支援  |
|                                | (2) 医療体制の充実               |
| 4 自分らしくいきいきと育てる<br>療育・教育体制の充実  | (1) 療育・相談体制の整備            |
|                                | (2) 学校教育の充実               |
| 5 働く喜びを感じることができる<br>就労機会の拡大    | (1) 雇用機会の確保と拡大            |
|                                | (2) 雇用に関する支援施策の推進         |
| 6 安心して快適に暮らせる<br>基盤づくりの充実      | (1) 安全快適な交通・公共施設等の整備      |
|                                | (2) 防災・防犯・感染症対策の充実        |
|                                | (3) 権利擁護の推進               |
|                                | (4) 虐待防止の推進               |
|                                | (5) 「合理的配慮」への対応           |

# 第4章 第4次長野原町障がい者計画

## 基本目標 1 相互理解を深める広報・啓発の推進

- ・障害者基本法に位置付けられている「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のためには、障がいの有無に関わらず、住民同士が相互に理解し合うことが重要です。
- ・平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立、平成 28 年 4 月に施行され、行政機関等に社会的障壁の除去や、必要に応じた合理的配慮等を義務付けることとなりました。この法律の趣旨等について、広く住民に周知を図る必要があります。
- ・平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。行政機関等における社会的障壁の除去や、必要に応じた合理的配慮等が義務付けられました。
- ・令和 5 年 3 月に国から示された指針において、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施などの支援体制の整備に取り組むことが明記されました。

### (1) 広報・啓発活動の推進

障がいに関する理解促進を図るため、「障害者週間」「人権週間」や町の広報紙、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進します。

| No. | 事業                      | 内容  |
|-----|-------------------------|---|
| 1   | 障がいのある人への理解を促進するための情報提供 | 町の広報紙やホームページを活用して、障がいのある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。また、障がいの種別によって障がい者のニーズも異なるため、それぞれに必要な情報の発信や対応が行えるように配慮します。   |
| 2   | 関係機関・組織との連携             | 社会福祉協議会や障害者相談員、民生委員児童委員等との連携を強化し、地域に密着した福祉活動の活性化を促進し、国の指針に新たに加わった強度行動障がいのある方への理解や対応も心まえながら、障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。障害者権利条約の趣旨等についても周知を進めます。 |

## (2) 福祉教育の推進

関係機関や教育活動を通じ、障がいのある人に対する理解を深めるための福祉教育を推進します。

| No. | 事業             | 内容   |
|-----|----------------|--|
| 1   | 交流及び共同学習の推進    | 盲・ろう・養護学校の児童生徒の社会参加を促進するために、学校や地域との交流及び共同学習を推進します。   |
| 2   | 学校での福祉教育の推進    | 学校・教育委員会・社会福祉協議会等が連携し、児童・生徒一人ひとりが障がいのある人に対する理解を深める教育を推進します。                                  |
| 3   | 生涯学習による福祉教育の推進 | すべての住民が福祉への関心を高められるよう、パンフレットの配布等を通じて啓発を進めるとともに、民生委員児童委員や社会福祉協議会等の関係各機関が連携し、地域における福祉教育を推進します。 |
| 4   | 福祉体験活動の推進      | 関係機関・関連施設等と連携を図り、車椅子体験や訪問福祉教育等の教育活動に努めます。  |

## (3) 地域活動やボランティアへの活動支援

ボランティア団体や各種障がい者団体等の、町民による自主的な活動の活性化を促します。また、地域で活動する人材の育成に努めます。

| No. | 事業                      | 内容  |
|-----|-------------------------|---|
| 1   | 各種障がい者団体への協力            | 障がいのある人やその支援者が運営する各種障がい者団体の活動に協力します。また、効果的な協力が実施できるよう、活動内容や今後の方向性の共有や情報交換に努めます。 |
| 2   | 障がいのある人に対するボランティア活動への支援 | 障がいのある人の社会参加促進に協力するボランティア団体の活動を支援します。   |
| 3   | ボランティア活動の活性化            | より多くの人々がボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、現在行われているボランティア活動を推進します。                      |
| 4   | ボランティア育成の推進             | 手話や本の点訳等の技能ボランティアをはじめ、障がいのある人を支援するボランティアグループの活動を支援することによりボランティアの育成を推進します。       |

## 基本目標 2 日々の暮らしを支援する生活支援の充実

- ・平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行され、サービスの対象に難病患者が加わっていることや、訪問介護サービスの対象に重度の知的・精神障がい者が加えられたこと等、障害福祉サービス等の充実が図られています。また、改正により精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- ・障害者自立支援法で位置付けられていた障害程度区分については、知的・精神障がいが高く判定される傾向があるという課題がありました。障害者総合支援法の施行により、これらが障害支援区分となり、必要な支援の度合を総合的に示すものとして改善されています。
- ・平成 30 年 4 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある人の望む地域生活を支援するため、自立生活援助や就労定着支援といったサービスが新たに創設されました。また、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応するため、居宅訪問型児童発達支援の創設や医療的ケア児への支援等が新たに盛り込まれました。
- ・平成 30 年 6 月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が施行されました。障がいのある人の文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。
- ・令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立し、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにすることが定められました。

### (1) 総合的な相談体制・情報提供の充実

保護者の負担を軽減するため、関係機関との連携を強化し、障がいのある人が身近な地域において相談が受けられる体制の整備を進めます。

| No. | 事業             | 内容   |
|-----|----------------|--|
| 1   | 計画相談支援・障害児相談支援 | 障がいのある人の心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者による福祉サービス利用者の支給決定の参考とするサービス等利用計画の作成を行うとともに、障がいのある子どもに対する相談支援の充実を図ります。 |

|   |           |  |
|---|-----------|--|
| 2 | 地域相談支援    | 施設や病院に長期入所等をしてきた障がいのある人の地域生活を支援するため、居住の確保や新生活の準備の支援を実施するとともに、一人で暮らしている障がいのある人について、夜間等も含む緊急時の支援体制を充実します。  |
| 3 | 多様な媒体の活用  | 実施している福祉サービス等をより多くの人に知ってもらい、利用してもらえるよう、町の広報紙やパンフレット、またインターネット等の情報媒体を有効に活用し、障がいの特性に対応した情報提供を積極的に行います。   |
| 4 | 情報提供体制の確立 | 国や県との連携を強め、情報収集にあたりるとともに、町の広報紙やホームページ等の媒体をはじめ、民生委員児童委員・各種障害者相談員・社会福祉協議会・各種障がい者関係団体等による情報提供ならびに相談体制の充実に努めます。また、総合支援法の施行により改正された点についても利用者やその家族等に周知を図ります。 |

## (2) 在宅・日中活動支援の充実

地域で生活する障がいのある人が、必要に応じて利用できるよう、サービス提供体制の充実を図るとともに、質の向上が図られるよう、事業を推進します。

| No. | 事業           | 内容   |
|-----|--------------|--|
| 1   | 障害支援区分決定の透明化 | 障害支援区分の認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障害支援区分の認定を行います。  |
| 2   | 訪問系サービスの充実   | 居宅での食事や入浴、排せつ等の介護や外出時における移動中の介護を行う居宅介護や重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、保育所等訪問支援、同行援護により、重度の障がい者を含めた障がいのある人の居宅での生活を支援します。サービスの実施にあたっては、事業者への情報提供等により、サービス提供体制の充実に努めるとともに、ホームヘルパーに対しての研修への参加を促進する等、専門性の確保と質の向上を図ります。また、障害者総合支援法に基づき、重度訪問介護の対象者が拡大されたことについて周知を進め、利用を促進します。 |
| 3   | 日中活動サービスの充実  | 障がいのある人が日中に自立した生活を送るため、利用者のニーズに応じて生活介護・自立訓練・療養介護・児童発達支援事業・放課後等デイサービスの提供を行います。サービスの実施にあたり、利用者のニーズに対応できるように事業所の確保に努めます。  |

|   |               |  |
|---|---------------|--|
| 4 | 一時的支援の充実      | 障がいのある子どもの放課後対策も含め、障がいのある人を介護する家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援事業の充実を図ります。サービスの実施にあたっては、事業者への情報提供等によりサービス提供体制の充実に努めます。 |
| 5 | 日常生活用具等の支援の充実 | 障がい者の日常生活を円滑にするための支援として、地域生活支援事業による日常生活用具給付等事業と個別給付による補装具費の支給を実施します。   |

### (3) 生活の場・地域活動の場の整備

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、その日常生活を支援するサービスとして、各種事業を推進します。

| No. | 事業              | 内容  |
|-----|-----------------|---|
| 1   | 地域活動の場の確保       | 創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの広域での運営に努めます。小規模作業所については、引き続き支援を行います。   |
| 2   | 地域生活支援事業の推進     | 障がいのある人が、その能力と適正に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援事業・成年後見制度支援事業・コミュニケーション事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業の必須事業に加え、その他事業として日中一時支援事業等を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実に努めます。 |
| 3   | 施設から地域生活への移行の推進 | 訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実とともに、必要に応じて広域的にグループホームの整備の支援に努めます。また、地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関すること等日常生活に必要な情報提供を行います。  |
| 4   | 障害児入所支援         | 発達障がいを含む障がいのある子どもに対し、虐待からの保護や、日常生活の指導、自立した生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。   |
| 5   | 地域生活支援拠点の整備     | 広域的な連携のもとで、グループホーム等の居住支援機能と、相談支援や短期入所等の地域支援機能を一体的に持つ地域生活支援拠点を、吾妻圏域で1か所を整備する予定です。  |

#### (4) 精神障がい者の福祉の充実

精神障がいに対する正しい理解を深め、精神障がい者が地域で自立して生活することができるよう、啓発活動を推進するとともに、相談・指導体制の整備に努めます。また、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

| No. | 事業                       | 内容  |
|-----|--------------------------|---|
| 1   | 啓発活動の促進                  | 精神障がい者に対する偏見をなくすために、精神障がいに対する正しい知識の普及を図るとともに、本人やその家族、また地域住民の関心と理解を深めるよう、啓発活動の促進に努めます。   |
| 2   | 相談・指導体制の整備               | 保健所等と連携し、障がい者本人や介助者に対する相談支援や社会復帰支援をはじめ、精神保健福祉の問題に対応できる体制の確立に努めます。                       |
| 3   | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、高齢者だけでなく精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係者による協議の場の設置について検討します。 |

#### (5) 生活安定のための施策の充実

障がいのある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当や制度の広報・啓発に努めます。

| No. | 事業           | 内容   |
|-----|--------------|--|
| 1   | 制度充実の取り組み    | 社会生活の変化や障がいのある人のニーズを踏まえた上で、障害基礎年金等の各種年金や特別児童扶養手当、特別障害者手当等の制度の充実に向けて、関係機関と連携を図ります。  |
| 2   | 負担軽減の取り組み    | 障がいのある人に対する所得税や相続税等の控除、有料道路通行料の減免等、障がい者の経済的負担の軽減を図る制度の情報提供に努めます。   |
| 3   | 介助者に対する支援の充実 | 介助者の負担を軽減するため、各種サービスについての情報提供を充実させ、サービスの利用促進を図ることや相談事業の充実に努めます。また、ヤングケアラーや 8050 問題等の多様な課題にも対応できるよう、関係者間の情報の共有や連携強化を図ります。 |

## (6) 福祉マンパワーの養成と確保

多様化するニーズに対応するため、サービスの担い手である福祉従事者の養成と確保に努め、質の向上を図ります。

| No. | 事業                           | 内容   |
|-----|------------------------------|--|
| 1   | 手話通訳者・要約筆記通訳者等の養成            | 聴覚障害者コミュニケーションプラザを通じて、手話通訳者及び要約筆記者の養成に努めます。                                  |
| 2   | ホームヘルパー等の養成                  | 障がいのある人の身体介護や家事援助等に従事するホームヘルパー等の資質の向上を図るとともに、喀痰吸引業務のできる人材の育成に努めます。           |
| 3   | 難病患者のためのホームヘルパー養成研修事業への参加の促進 | 難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、ホームヘルパーが専門的知識・技術を習得するための研修への参加を促進します。 |
| 4   | 盲ろう者向け通訳・介助員の養成              | 視覚及び聴覚に重複障がいのある人の意思伝達、外出等を支援する盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。                            |
| 5   | 福祉施設等職員研修への参加の促進             | 福祉施設等に勤務する職員の資質向上のため研修への参加を促進します。  |

## (7) スポーツ・レクリエーションや文化活動の推進

障がいのある人や家族のコミュニティ活動の参加を促進し、障がいの有無に関係なく行事に参加できる環境づくりを行います。

| No. | 事業                 | 内容  |
|-----|--------------------|---|
| 1   | 各種障がい者スポーツ大会への参加支援 | 町外または県外で開催される各種スポーツ大会への参加経費の一部を助成します。   |
| 2   | 新しい障がい者スポーツの普及     | 障がいのある人のニーズにあわせた新しいスポーツの情報を集め、障がい者スポーツの振興とスポーツ人口の拡大に努めます。                         |
| 3   | 施設利用の支援            | 障がいのある人が施設を利用するにあたっての施設整備・指導員の派遣・移動支援等に努めます。                                      |
| 4   | 活動の機会・場の創出等の支援     | 障がいのある人の文化・芸術活動の機会拡大に努めるとともに、障がいのない人も一緒に参加できる活動機会の創出や活動の場までの移動支援、活動の発表の場の確保に努めます。 |
| 5   | 読書バリアフリーの推進        | 読書バリアフリー法に基づき、パソコン・タブレット・スマートフォンの使用等、読書環境の充実を図ります。                                |

## 基本目標 3 安心な生活を支える保健・医療サービスの適切な提供

- ・障がいのある高齢化や、内部障がい等の増加により、医療ケアが必要な障がいのある人が増加しています。また、障害者総合支援法により、難病患者もサービスの利用対象者に加えられたことから、支援にあたっては医療的な知識や専門性が求められるようになっていきます。
- ・今後、さらなる高齢化の進行を見据え、障がいの発生を予防するための取り組みや、若い世代からの健康づくりが重要となります。

### (1) 各ライフステージに応じた健康づくりの支援

乳幼児期における障がいの早期発見、その後の支援体制の在り方及び学齢期における支援等、障がいのある子ども等の各ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、介助者に対しても情報提供等の支援を行います。

| No. | 事業             | 内容   |
|-----|----------------|--|
| 1   | 各種健診の実施        | 妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を整備し、障がいの早期発見と予防に努めます。 |
| 2   | 相談・指導体制の充実     | 健康相談・訪問指導等の各種相談事業と医療機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバイス・支援が行えるよう内容の充実を図ります。                   |
| 3   | 疾病に対する理解の促進    | 各種健診や教室、相談等の機会を活用し、障がいの原因となる可能性のある疾病について、その予防や治療方法等について広報・啓発を図ります。                 |
| 4   | 出産・育児知識の普及     | 妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談を通じて、特に支援が必要だと思われる家庭に対しては、関係機関との情報の共有と連携により支援を行います。    |
| 5   | 療育指導の充実        | 障がいのある子どもに対して相談体制や各関係機関との連携を強化し、適切なアドバイス・援助に努めます。                                  |
| 6   | 高齢者施策との連携      | 障がいの重度化・重複化、障がい者の高齢化の進行に対応するため、高齢者施策との連携を図り、適切な健康教育・健康相談等を実施します。                   |
| 7   | 介助者に対する情報提供の充実 | 健康診査等の受診の促進とともに、疾病予防や日常生活上の心得等の健康づくりに関する情報提供の充実に努めます。                              |

## (2) 医療体制の充実

関係機関と連携しながら、障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制等の強化、充実を図ります。

| No. | 事業          | 内容  |
|-----|-------------|---|
| 1   | 医療体制の整備     | 医師会との連携のもと住民が必要な時に適切な治療が受けられるように、診療機能の向上を働きかけるとともに、町内の医療機関や保健・福祉それぞれの分野との連携により総合的なサービスの提供に努めます。 |
| 2   | 診療のための体制づくり | 町内で対応できない診療科目については、近隣市町村や県と連携し、診療を受けやすい体制づくりに努めます。  |
| 3   | 公的医療助成制度の実施 | 自立支援医療をはじめ、重度心身障がい者(児)に対する医療補助等、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。                |
| 4   | 関係機関の連携     | 精神障がい者が適切な医療を受けられることができるよう、関係機関の協力を得ながら医療体制の整備に努めます。  |
| 5   | 啓発活動の推進     | 住民に精神障がい者に関する正しい理解と認識を深めてもらうため、保健所と連携しながら啓発活動に努めます。   |
| 6   | 相談・訪問の実施    | 精神障がい者への相談・訪問を実施し、精神障がい者の地域生活の支援に努めます。  |

## 基本目標 4 自分らしくいきいきと育てる療育・教育体制の充実

- ・障がい児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に一本化され、通所支援の実施主体が市町村となっています。
- ・全国的に発達障がい等の児童が増加しています。障がいのある児童については、発達支援等のサービスが児童福祉法に位置付けられています。平成 27 年度から開始されている「子ども・子育て支援事業計画」等と整合を図りながら、障がいのある児童やその保護者を支援する施策を推進していく必要があります。
- ・令和 5 年 12 月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。障がい福祉分野においても当事者としての子どもの声の反映が必要となり、効果的な聴取方法や政策への反映方法の検討、実施が必要となります。

### (1) 療育・相談体制の整備

発達障がいを含めた障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、関係機関との連携により、早期に適切な対応が図れるよう体制を整備します。

| No. | 事業            | 内容   |
|-----|---------------|--|
| 1   | 基本相談支援        | 障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、適切な診断・治療、相談・指導等を関係部署と連携を取りながら、相談できる体制を充実します。  |
| 2   | 児童発達支援センターの設置 | 障がいのある子どもの支援システムについて検討を進める中で、児童発達支援センターの設置についても広域と連携し、必要に応じて検討を進めます。   |
| 3   | 療育体制の充実       | 在宅の障がいのある子どもとその保護者に対し、療育に関する相談や指導の充実に努めます。   |
| 4   | 障がい児保育の充実     | 障がいのある子どもが身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育や教育を受けられるよう、保育所・認定こども園や小中学校における受け入れ体制の整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育・教育内容の充実を図るため、関係機関と連携します。 |
| 5   | 就学指導の充実       | 障がいのある子どもがそれぞれの障がいに応じた適切な教育を受けられるように、保護者に対して就学に関する相談支援を充実するとともに、就学前療育から学校教育へと適切につなぐため、保健・療育・教育の各分野の連携を強化します。             |

## (2) 学校教育の充実

障がいのある児童生徒の一人ひとりの希望や個性、障がいの程度に応じた適切な教育を提供し、きめ細かな教育の推進に努めます。

| No. | 事業                    | 内容   |
|-----|-----------------------|--|
| 1   | 特別支援教育の推進             | 発達障がいのある、または、発達障がいの特性傾向をもつ障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育を推進します。                |
| 2   | 教育相談の充実               | 子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりの特性に応じた教育の場が提供できるように、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。          |
| 3   | 教育・福祉・保健・医療・労働等の連携の充実 | 教育・福祉・保健・医療・労働等が一体となって乳幼児期から就労まで、障がいのある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援の体制整備を図ります。                  |
| 4   | 学校生活におけるバリアフリーの推進     | 障がいのある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもの心理的バリアを解消するため、ともに学び、ふれあう機会を設けます。 |
| 5   | 吾妻特別支援学校との連携          | 平成27年度に新設された吾妻特別支援学校との連携を強化し、障がいのある子どもたちと地域内の小・中学生等との交流及び共同学習の推進、地域でともに学び生活する環境づくりに努めます。 |
| 6   | 病気療養児の支援の充実           | 病気の状態により学校に通うことが困難な病気療養児の支援の充実に向け、ICTを活用した学習機会の確保を促す等、環境の整備を図ります。                        |

## 基本目標 5 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大

- ・平成 25 年 4 月から、「障害者優先調達推進法」が施行されました。この法律は、行政関係機関において、物品等の障がい者就労施設への発注拡大を図り、安定的な収入の確保や工賃の向上等をめざすものです。法律の趣旨を踏まえ、優先調達に関する取り組みを強化していく必要があります。
- ・平成 28 年 4 月から「改正障害者雇用促進法」が施行されており、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供義務付け、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えること等が新たに加わっています。
- ・平成 30 年度から新たなサービスとして開始された「就労定着支援」も含め、就労後の定着に向けた相談支援・フォロー体制を構築していくことが必要です。
- ・近年、就労支援の利用ニーズが増加しているため、サービスの提供体制等について、広域で近隣市町村とも連携を図りながら拡充に努める必要があります。

### (1) 雇用機会の確保と拡大

公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、障がいのある人の雇用機会の拡充を促進します。

| No. | 事業               | 内容  |
|-----|------------------|---|
| 1   | 職業紹介、職業相談の充実     | 公共職業安定所をはじめとする関係機関の協力を得ながら、障がいのある人一人ひとりの能力や適性に見合う職業が見つかるよう、就職情報の収集・提供や職業相談等の支援の充実を図ります。   |
| 2   | 法・制度等に基づく就労の場の確保 | 一般企業に対しては公共職業安定所等の協力を得ながら、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により定められた法定雇用率が達成できるよう、障がいのある人の雇用や職域の拡大等の働きかけを行い、就労の場の確保を図ります。また、平成 28 年 4 月に一部施行された「改正障害者雇用促進法」の趣旨や内容を、企業等に広く周知します。 |
| 3   | 福祉的就労の充実         | 障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、福祉的就労施設との連携強化・支援に努めます。   |
| 4   | 事業所製品の販路拡大       | 障害者優先調達推進法の趣旨に基づき定める調達方針に沿って、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するように努めます。  |

## (2) 雇用に関する支援施策の推進

障害者自立支援法に基づき、障がいの種類、程度等に応じた職業指導、職業訓練等を実施し、障がいのある人が適性や能力に応じて就労し職場定着できるよう、支援の充実を図ります。

| No. | 事業        | 内容  |
|-----|-----------|---|
| 1   | 就労移行支援の充実 | 日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、生活訓練や機能訓練を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う就労移行支援を推進し、適性に合った就労と定着を支援します。 |
| 2   | 広域的な連携の強化 | 養護学校や学校・公共職業安定所・商工会・民間企業・福祉的就労施設等の事業者、行政等の関係機関による連携を強化し、就労前から就労後にわたり、支援に努めます。   |

## 基本目標 6 安心して快適に暮らせる基盤づくりの充実

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、国では平成 25 年に「災害対策基本法」が改正され、自治体には実効性のある避難支援対策を進めることが求められることとなりました。近年、全国で自然大規模災害が頻発している中、日頃から、地域での顔の見える関係づくりを基本として、要配慮者を支援するしくみづくりを進めていく必要があります。
- ・平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成 24 年 10 月から施行されています。虐待防止・早期発見へ向けた取り組みを、より一層強化していく必要があります。
- ・平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立しました。この法律では行政機関等及び事業者に、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いの禁止と、障がいのある人から意思の表明があった場合に負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。このような法律の趣旨も踏まえながら、ハード、ソフトの両面から誰もが暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ・平成 28 年 5 月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行されました。今後も成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- ・令和 5 年 3 月に国指針により、強度行動障がいのある方の支援体制の整備が障がい者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点をふまえつつ、強度行動障がいのある方の支援に関する研修の実施等の支援体制の整備に取り組むことが示されました。

### (1) 安全快適な交通・公共施設等の整備

障がいのある人も安心して暮らせるよう、公共の施設や交通機関の整備を行い、社会参加しやすい環境の整備に努めます。

| No. | 事業                   | 内容  |
|-----|----------------------|---|
| 1   | 法律・制度に基づく公共施設の整備     | 今後、新たに設けられる公共施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、だれもが使いやすい施設となるよう整備を推進します。                            |
| 2   | 障がいのある人等に配慮した道づくり    | 歩行者の安全な通行を妨げる場所について、関係機関の協力を得ながら安全な歩道や交差点の確保、段差の解消等を行い、障がいのある人や高齢者等、だれもが安心して快適に歩くことのできる歩行者に配慮した道づくりに努めます。 |
| 3   | 障がいのある人等に配慮した町営住宅の整備 | 新たに整備する町営住宅については、障がいのある人や高齢者等が利用しやすいように配慮した仕様で、整備していきます。  |

## (2) 防災・防犯・感染症対策の充実

安全な生活が送れるよう防犯対策を行うとともに、障がいのある人に配慮した火災・災害時の対策等に努めます。

| No. | 事業                  | 内容   |
|-----|---------------------|--|
| 1   | 防災に関する情報提供の充実       | 町の広報紙やホームページ等を活用して災害時の避難の流れ等に関する情報提供の充実に努め、防災の知識・意識の向上を図ります。   |
| 2   | 緊急時の情報伝達手段の整備       | 特に情報伝達が困難となる重度障がい者や言語障がい者・聴覚障がい者・視覚障がい者への対策として、緊急通報システムの確立とFAX等を利用した情報伝達手段の整備に努めます。                  |
| 3   | 「地域防災計画」に基づく関係機関の連携 | 「長野原町地域防災計画」に基づき、障がい者・高齢者・乳幼児等、緊急時に配慮が必要となる災害弱者の避難・救助が迅速に行われるよう、町及び防災関係機関、住民が連携を図り、総合的な防災体制の確立を進めます。 |
| 4   | 地域での連携の強化           | 住民の防火・防災意識の高揚と災害発生時、自主的な防災活動を行うことができるよう、近隣地域住民の連携強化を推進します。   |
| 5   | 地域防犯体制の充実           | 警察や防犯団体等の関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動の推進や防犯パトロールの強化を図り、住民の防犯意識の高揚及び防犯体制の充実に努めるとともに、地域ぐるみの自主的な地域安全活動を促進します。 |
| 6   | 感染症対策の充実            | 新型コロナウイルス等の予期せぬ感染症やインフルエンザの流行等、日常の活動に支障が生じる場合に、迅速かつ柔軟な対応ができるよう、関係者間連携を強化します。                         |

## (3) 権利擁護の推進

障がいのある人の権利を保護するため、相談窓口や事業等の広報・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。

| No. | 事業            | 内容   |
|-----|---------------|--|
| 1   | 日常生活自立支援事業の推進 | 知的障がいのある人や精神障がいのある人等、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談等を行う権利擁護事業を推進します。   |
| 2   | 成年後見制度の利用促進   | 地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がいのある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。 |
| 3   | 各種制度の広報・啓発    | 町の広報紙やパンフレット等を通じて利用対象者や住民への広報・啓発活動と利用促進に努めます。  |

#### (4) 虐待防止の推進

関係機関と連携し、障がい者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

| No. | 事業               | 内容  |
|-----|------------------|---|
| 1   | 連携協力体制整備事業       | 虐待の防止、早期発見・早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。 |
| 2   | 家庭訪問等個別支援事業      | 障害者相談支援センターへの虐待防止対策支援事業の委託を含め、実施を検討します。         |
| 3   | 障がい者虐待防止・権利擁護の啓発 | 施設従事者や相談窓口職員等に対し、虐待防止等に関する研修への参加等を促進します。        |
| 4   | 専門性強化事業          | 学識経験者、医師、弁護士等との連携体制を整備し、専門性を強化します。              |

#### (5) 「合理的配慮」への対応

「合理的配慮」への対応に向けた体制整備を進めます。

| No. | 事業                  | 内容   |
|-----|---------------------|--|
| 1   | 「合理的配慮」への対応に向けた体制整備 | 「障害者差別解消法」の施行を受け、国の基本方針等を踏まえながら社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」を行う体制を整備します。 |

# 第5章 第7期長野原町障がい福祉計画

## 1 成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ■令和8年度の目標

| 項目  | 数値  |
|---|-----|
| 【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数  | 14人 |
| 令和8年度末時点の施設入所者数   | 13人 |
| 地域生活移行者   | 1人  |
| 施設入所者の削減  | 1人  |
| <成果目標の考え方><br>○国の指針<br><b>福祉施設の入所者の地域生活への移行</b><br>・令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する<br><b>福祉施設入所者数の削減</b><br>・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する<br>○本町の方針<br>・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、地域の実情を加味して設定する |     |

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ■令和8年度の目標

| 項目  | 数値    |       |       |
|---|-------|-------|-------|
|   | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数             | 3回    | 3回    | 3回    |
| 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数        | 2人    | 2人    | 2人    |
| 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 1回    | 1回    | 1回    |
| 精神障がい者の地域移行支援の利用者数                        | 0人    | 0人    | 0人    |
| 精神障がい者の地域定着支援の利用者数                        | 0人    | 0人    | 0人    |
| 精神障がい者の共同生活援助の利用者数                        | 13人   | 13人   | 13人   |
| 精神障がい者の自立生活援助の利用者数                        | 0人    | 0人    | 0人    |
| 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数                     | 13人   | 13人   | 13人   |

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■令和8年度の目標

| 項目   | 数値      |         |         |
|--|---------|---------|---------|
|  | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   |
| 地域生活支援拠点等の設置   | 1箇所(圏域) | 1箇所(圏域) | 1箇所(圏域) |
| コーディネーターの配置人数  | 1人      | 1人      | 1人      |
| 検証及び検討の実施回数  | 1回/年    | 1回/年    | 1回/年    |
| 強度行動障がい有する障がい者の支援体制  | 無       | 有       | 有       |
| <p>&lt;成果目標の考え方&gt;</p> <p>○国の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>・強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること</li> </ul> <p>○本町の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、地域の実情を加味して設定する</li> <li>・事業所調査の結果、現在は強度行動障がいのある方の利用ニーズは無いが、今後の利用に向けて、自立支援協議会での情報共有等、支援体制の整備を進める</li> </ul> |         |         |         |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■令和8年度の目標

| 項目  | 数値  |
|---|-----|
| 【実績】令和3年度の一般就労への移行者数  | 0人  |
| 【実績】令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数   | 0人  |
| 【実績】令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数   | 0人  |
| 【実績】令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数   | 0人  |
| 【実績】令和3年度の就労定着支援事業の利用者数   | 0人  |
| 令和8年度の一般就労移行者数  | 1人  |
| 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数   | 1人  |
| 令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数   | 1人  |
| 令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数   | 1人  |
| 令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合   | 5割  |
| 就労定着支援事業の利用者数   | 1人  |
| 就労定着支援事業の就労定着率  | 10割 |
| <p>&lt;成果目標の考え方&gt;</p> <p>○国の指針</p> <p><b>一般就労への移行者数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。</li> </ul> <p><b>就労移行支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p><b>就労継続支援A型事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p><b>就労継続支援B型事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p><b>就労移行支援事業所の割合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p><b>就労定着支援事業所利用者数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p><b>就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。</li> </ul> <p>○本町の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年実績が無いいため、今後は国の基本指針を踏まえた上で体制を整備する</li> </ul> |     |

(5) 相談支援体制の充実・強化等

■令和8年度の目標

| 項目   | 数値     |        |        |
|--|--------|--------|--------|
|  | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
| 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置   | 有 (圏域) | 有 (圏域) | 有 (圏域) |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数  | 1回     | 1回     | 1回     |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数   | 1回     | 1回     | 1回     |
| 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数   | 1回     | 1回     | 1回     |
| 主任相談支援専門員の配置   | 1人     | 1人     | 1人     |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組   | 有      | 有      | 有      |
| <p>&lt;成果目標の考え方&gt;</p> <p>○国の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。</li> <li>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う</li> </ul> <p>○本町の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、地域の実情を加味して設定する</li> </ul> |        |        |        |

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■令和8年度の目標

| 項目   | 数値    |       |       |
|--|-------|-------|-------|
|  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用  | 1人    | 1人    | 1人    |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有   | 無     | 無     | 有     |
|  | 0回    | 0回    | 1回    |
| 指導監査結果の関係市町村との共有   | 有     | 有     | 有     |
|  | 1回    | 1回    | 1回    |
| <p>&lt;成果目標の考え方&gt;</p> <p>○国の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する</li> </ul> <p>○本町の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、地域の実情を加味して設定する</li> <li>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施を検討する</li> </ul> |       |       |       |

## 2 障害福祉サービスの見込み

### (1) 訪問系サービス

| サービス名            | 内容   |
|------------------|--|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 居宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。   |
| 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。      |
| 同行援護             | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。      |
| 行動援護             | 知的・精神障がいにより行動に著しい困難を有し常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援       | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。                                 |

#### ■見込み量と確保方策

未実施サービスについては、サービス事業者に対する情報の提供等により、事業者の参入を図ります。また、ホームヘルパーに対する講座等の受講を促進し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

| 種類         | 単位   |      | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|------------|------|------|--------|--------|--------|
|            | 居宅介護 | 利用者数 | 人/月    | 4      | 4      |
| 利用量        |      | 時間/月 | 24     | 24     | 24     |
| 重度訪問介護     | 利用者数 | 人/月  | 0      | 0      | 0      |
|            | 利用量  | 時間/月 | 0      | 0      | 0      |
| 同行援護       | 利用者数 | 人/月  | 0      | 0      | 0      |
|            | 利用量  | 時間/月 | 0      | 0      | 0      |
| 行動援護       | 利用者数 | 人/月  | 0      | 0      | 0      |
|            | 利用量  | 時間/月 | 0      | 0      | 0      |
| 重度障害者等包括支援 | 利用者数 | 人/月  | 0      | 0      | 0      |
|            | 利用量  | 時間/月 | 0      | 0      | 0      |

## (2) 日中活動サービス

| サービス名                  | 内容  |
|------------------------|---|
| 生活介護                   | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)    | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。    |
| 就労選択支援                 | 就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。              |
| 就労移行支援                 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。      |
| 就労継続支援(A型:雇用型・B型:非雇用型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。     |
| 就労定着支援                 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人について、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。    |
| 療養介護                   | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。    |
| 短期入所<br>(ショートステイ)      | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。         |

### ■見込み量と確保方策

サービス事業者に対する情報の提供等により事業者の参入を促進するとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応した体制の確保に向け、医療機関やサービス事業者と調整を行います。

| 種類             | 単位   |     | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|----------------|------|-----|--------|--------|--------|
| 生活介護           | 利用者数 | 人/月 | 21     | 22     | 23     |
|                | 利用量  | 人/日 | 462    | 484    | 506    |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 利用者数 | 人/月 | 0      | 0      | 0      |
|                | 利用量  | 人/日 | 0      | 0      | 0      |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 利用者数 | 人/月 | 0      | 0      | 0      |
|                | 利用量  | 人/日 | 0      | 0      | 0      |
| 就労選択支援         | 利用者数 | 人/月 | 0      | 0      | 2      |
| 就労移行支援         | 利用者数 | 人/月 | 0      | 0      | 1      |
|                | 利用量  | 人/日 | 0      | 0      | 20     |
| 就労継続支援<br>(A型) | 利用者数 | 人/月 | 3      | 3      | 4      |
|                | 利用量  | 人/日 | 46     | 46     | 61     |
| 就労継続支援<br>(B型) | 利用者数 | 人/月 | 4      | 4      | 5      |
|                | 利用量  | 人/日 | 81     | 81     | 102    |
| 就労定着支援         | 利用者数 | 人/月 | 1      | 1      | 1      |
| 療養介護           | 利用者数 | 人/月 | 3      | 3      | 3      |
| 短期入所(福祉型)      | 利用者数 | 人/月 | 1      | 1      | 1      |
|                | 利用量  | 人/日 | 7※     | 7      | 7      |
| 短期入所(医療型)      | 利用者数 | 人/月 | 0      | 0      | 0      |
|                | 利用量  | 人/日 | 0      | 0      | 0      |

※印：うち、強度行動障がいのある方の見込み1人

## ■参考

本町には指定管理で運営する生活介護、就労継続支援の事業所があり、近隣町村では利用意向が高まっていますが、圏域内における新規の開設予定はありません。

近隣4町村（中之条町、草津町、嬭恋村及び本町）の生活介護及び就労継続支援（B型）における令和5年3月末実績と令和8年度末見込み値（令和6年1月末現在の見込み値）を比較すると、それぞれ約1割の利用者の増加が見込まれています。

今後、増加するサービスの利用ニーズに対応できるよう、広域利用も見越した事業量拡大の検討や事業所の確保を図る必要があります。

### ■近隣4町村の生活介護、就労継続支援（B型）実績と見込み

| 種別         | 令和5年3月<br>（実績） | 令和8年度末<br>（見込み） | 伸び率    |
|------------|----------------|-----------------|--------|
| 生活介護       | 122人/月         | 134人/月          | 109.8% |
| 就労継続支援（B型） | 64人/月          | 70人/月           | 109.4% |

## (3) 居住系サービス

| サービス名               | 内容   |
|---------------------|--|
| 自立生活援助              | 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。  |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助等を行います。   |
| 施設入所支援              | 障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等を行います。   |
| 宿泊型自立訓練             | 自立訓練（生活訓練）の対象者で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人に対して、地域移行に向け、一定期間、居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行います。 |

■見込み量と確保方策

自立生活援助については、居宅での地域生活を支えるために事業者の参入を促進します。

共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の地域での生活の場として、多様な事業者の参入を促進します。

施設入所支援については、障害支援区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握し、県等との連携により必要定員を確保していきます。

宿泊型自立訓練については、支援が必要な人の把握に努め、必要な支援を提供します。

| 種類                  | 単位   |     | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|---------------------|------|-----|--------|--------|--------|
| 自立生活援助              | 利用者数 | 人／月 | 0      | 0      | 0      |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 利用者数 | 人／月 | 8      | 8      | 8      |
| 施設入所支援              | 利用者数 | 人／月 | 14     | 16     | 16     |
| 宿泊型自立訓練             | 利用者数 | 人／月 | 0      | 0      | 0      |

※うち、強度行動障がいのある方の利用見込みはありません

(4) 相談支援

| サービス名  | 内容   |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスの利用者に対し、サービス利用計画の策定、サービス等の利用状況のモニタリング、事業者等との連絡調整等を行います。        |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等に対応します。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。                  |

■見込み量と確保方策

計画相談支援については、サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。

地域移行支援及び地域定着支援については、県や広域と連携して必要な支援を確保します。

| 種類     | 単位   |     | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|--------|------|-----|--------|--------|--------|
| 計画相談支援 | 利用者数 | 人／月 | 5      | 5      | 7      |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 人／月 | 0      | 0      | 0      |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 人／月 | 0      | 0      | 0      |

### 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

| 種類          | 単位 | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 有無 | 有      | 有      | 有      |

##### ②自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

| 種類        | 単位 | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|-----------|----|--------|--------|--------|
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 無      | 無      | 無      |

##### ③相談支援事業

| サービス名            | 内容   |
|------------------|--|
| 障害者相談支援事業        | 障がいのある人や家族等の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。 |
| 基幹相談支援センター       | 総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。                         |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。                          |

| 種類                        | 単位 | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|---------------------------|----|--------|--------|--------|
| 障害者相談支援事業<br>(基幹相談支援センター) | 箇所 | 1      | 1      | 1      |
|                           | 有無 | 有      | 有      | 有      |
| 基幹相談支援センター機能強化事業          | 有無 | 有      | 有      | 有      |
| 住宅入居等支援事業                 | 有無 | 有      | 有      | 有      |

#### ④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

| 種類           | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|--------------|-----|--------|--------|--------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年 | 0      | 0      | 0      |

#### ⑤成年後見制度法後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

| 種類             | 単位 | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|----------------|----|--------|--------|--------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 有無 | 有      | 有      | 有      |

#### ⑥意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

| 種類                     | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|------------------------|-----|--------|--------|--------|
| 手話通訳者派遣                | 件/年 | 3      | 3      | 3      |
| 手話通訳者設置事業              | 件/年 | 0      | 0      | 0      |
| 要約筆記者派遣                | 件/年 | 0      | 0      | 0      |
| 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 | 件/年 | 0      | 0      | 0      |

⑦日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具や自立支援用具等の日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。

| サービス名       | 内容                                     |
|-------------|--|
| 介護・訓練支援用具   | 特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等               |
| 自立生活支援用具    | 入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等             |
| 在宅療養等支援用具   | 透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等                |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等                |
| 排泄管理支援用具    | ストマ装具、紙おむつ等、収尿器                        |
| 住宅改修費       | 障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 |

| 種類          | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|
| 介護・訓練支援用具   | 件/年 | 0      | 0      | 0      |
| 自立生活支援用具    | 件/年 | 0      | 0      | 0      |
| 在宅療養等支援用具   | 件/年 | 0      | 0      | 0      |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 0      | 0      | 0      |
| 排泄管理支援用具    | 件/年 | 50.0   | 50.0   | 50.0   |
| 住宅改修費       | 件/年 | 0      | 0      | 0      |

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

| 種類                      | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|-------------------------|-----|--------|--------|--------|
| 手話奉仕員養成研修事業<br>養成講習修了人数 | 件/年 | 0      | 0      | 0      |

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

| 種類     | 単位   | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|--------|------|--------|--------|--------|
| 移動支援事業 | 時間/年 | 600    | 600    | 600    |
|        | 人/年  | 3      | 3      | 3      |

### ⑩地域活動支援センター事業

障がいのある人に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実・強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

| 種類    | 単位    | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|-------|-------|--------|--------|--------|
| 自市町村分 | 実施か所数 | 0      | 0      | 0      |
|       | 人/年   | 0      | 0      | 0      |
| 他市町村分 | 実施か所数 | 1      | 1      | 1      |
|       | 人/年   | 0      | 0      | 0      |

## (2) 任意事業

### ①日中一時支援事業

特別支援学校等に在籍している障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇期間中における活動の場を提供するサービスを実施します。

| 種類       | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|----------|-----|--------|--------|--------|
| 日中一時支援事業 | 件/年 | 1      | 1      | 1      |

### ②生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がいのある人について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。

| 種類       | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|----------|-----|--------|--------|--------|
| 生活サポート事業 | 人/月 | 1      | 1      | 1      |

### ③社会参加促進事業

自動車運転免許取得・改造助成事業等の実施により、障がいのある人の社会参加を促進することを目的に実施します。

| 種類       | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|----------|-----|--------|--------|--------|
| 社会参加促進事業 | 人/月 | 1      | 1      | 1      |

## 4 地域生活支援体制の整備

### (1) 障害者総合支援法の浸透

近年の障害者施策は制度の改正が頻繁になっているため、サービスを必要とする人が自らの意思でサービスを選択し、利用していくことができるよう、広報紙やホームページ等を活用し、制度やサービス内容の周知を行い、障害者総合支援法の浸透と定着に努めていきます。

### (2) 障害福祉施策推進のための人材の確保・育成

身体・知的・精神の3障がいについて共通の基盤のもとでサービスを展開することとなり、支援を担う専門的な人材の育成が求められています。また、精神障がい者の退院促進の流れの中で、精神保健福祉にかかわる専門的な人材のより一層の充実が必要となります。そのため、精神障がい、重度の全身性障がい等、障がい種別ごとの専門的技術等、障がいのある人の個別性に対応できる技術の習得に向けた研修等、人材育成のための支援に努めます。

### (3) サービス提供事業者の確保・育成

障害福祉サービスの充実を図るためには、事業者の確保・育成を進めていく必要があります。そのため、介護サービス事業所等への情報提供等により、新規参入を促進します。また、利用者が事業者選択に活用できる事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障がい特性に対応できる援助技術の共有化に向けて事業所間の情報交流等連携体制の構築に努めます。

### (4) 公平・公正な障害支援区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化

障害支援区分認定にあたっては、障がいの状態等の的確な把握に努め、特記事項の審査判定への反映が行われるよう、手話通訳者等の派遣や認定審査会及び認定調査員に対する研修の実施等に努めます。また、支援の必要度に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を明確にし、支給決定のプロセスの透明化を図ります。

# 第6章 第3期長野原町障がい児福祉計画

## 1 成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■令和8年度の目標

| 項目  | 数値      |
|---|---------|
| 児童発達支援センターの設置   | 1箇所（圏域） |
| 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築  | 有       |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保  | 1箇所（圏域） |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保  | 1箇所（圏域） |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置<br>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置  | 1箇所（圏域） |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置  | 3人      |
| <p>&lt;成果目標の考え方&gt;</p> <p>○国の指針</p> <p><b>児童発達支援センターの設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。</li> </ul> <p><b>障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各市町村または圏域において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</li> </ul> <p><b>保育所等訪問支援の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各市町村または圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> </ul> <p><b>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも各1箇所以上確保することを基本とする。</li> </ul> <p><b>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場及びコーディネーターの配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、各市町村または圏域において、医療的ケア児支援について協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> </ul> <p>○本町の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、地域の実情を加味して設定する</li> </ul> |         |

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等（発達障がい者等に対する支援）

■令和8年度の目標

| 種類  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|---|--------|--------|--------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数               | 0      | 0      | 0      |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数               | 0      | 0      | 0      |
| ペアレントメンターの人数  | 0      | 0      | 0      |
| ピアサポートの活動への参加人数                                     | 0      | 0      | 0      |
| ○本町の方針<br>・ 地域の実情や実施体制の確保状況を加味しながら、導入に関する関係者との協議を行う |        |        |        |

## 2 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策

### (1) 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### ■見込み量と確保方策

障がいの早期発見や療育支援の推進により、利用が増加することが見込まれるため、サービスの提供体制の確保に努めます。

| 種類     | 単位    |     | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|--------|-------|-----|--------|--------|--------|
| 児童発達支援 | 利用児童数 | 人/月 | 5      | 6      | 6      |
|        | 利用量   | 日/月 | 24     | 28     | 28     |

### (2) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に対して、授業の終了以後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進のための支援を行います。

#### ■見込み量と確保方策

サービスの提供体制を整備できるよう、サービス事業者の確保に努めます。

| 種類             | 単位    |     | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|----------------|-------|-----|--------|--------|--------|
| 放課後等<br>デイサービス | 利用児童数 | 人/月 | 3      | 3      | 3      |
|                | 利用量   | 日/月 | 3      | 3      | 3      |

### (3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

#### ■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、子どもたちが障がいの有無に関わらずともに生活できる環境づくりに努めます。

| 種類       | 単位    |     | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|----------|-------|-----|--------|--------|--------|
| 保育所等訪問支援 | 利用児童数 | 人/月 | 4      | 4      | 4      |
|          | 利用量   | 日/月 | 4      | 4      | 4      |

#### (4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいのある子ども等の重度の障がいのある子どもであっても、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

##### ■見込み量と確保方策

現状はサービスの利用はありませんが、利用者のニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

| 種類              | 単位    |     | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|-----------------|-------|-----|--------|--------|--------|
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 利用児童数 | 人/月 | 0      | 0      | 0      |
|                 | 利用量   | 日/月 | 0      | 0      | 0      |

#### (5) 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援

福祉型児童入所支援では、障がいのある子どもが障害児入所施設に入所し、保護に加え、介護サービスや相談支援等の日常生活をおくる上で必要となる指導や、自立した活動に向けて必要となる知識や技能を身につけるための支援を行います。

医療型児童入所支援では、障がいのある子どもが障害児入所施設に入所し、障がいのある方が生活する上で必要となる医療行為、リハビリ、短期訓練、精神医療、強度行動障がいへの対応等の支援を行います。

##### ■見込み量と確保方策

現状はサービスの利用はありませんが、利用者のニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

| 種類        | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|
| 福祉型児童入所支援 | 人/月 | 0      | 0      | 0      |
| 医療型児童入所支援 | 人/月 | 0      | 0      | 0      |

## (6) 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用者数を勘案し、原則として3年間で計画的にすべての利用者を対象として、障害児支援利用計画の利用者数及び量を見込みます。

### ■見込み量と確保方策

サービス利用支援や継続サービス利用支援について、計画的な実施に努めます。

| 種類      | 単位  | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|---------|-----|--------|--------|--------|
| 障害児相談支援 | 人/月 | 1      | 1      | 1      |

## (7) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がいのある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

### ■見込み量と確保方策

コーディネーターを配置し、多分野間の支援を調整することで総合的な支援につなげるとともに、協議の場に参画し、地域課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児を支援します。

| 種類                        | 単位 | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|---------------------------|----|--------|--------|--------|
| 医療的ケア児に対する<br>コーディネーターの配置 | 人  | 3      | 3      | 3      |

# 第7章 計画の推進に向けて

## 1 住民、団体、事業者等との連携

### (1) 住民への周知

計画書及び計画書概要版の配布やホームページでの公表等により、本計画を広く住民に周知するとともに、計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、関係者間で共有を図り、計画の推進にあたって住民や当事者の意見が反映されやすい環境を整備します。

### (2) 団体、事業者等との連携

障がい者団体、民間非営利団体（NPO）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、保健・医療・福祉をはじめ、教育、就労、生活環境等、関連する各分野との連携を推進します。

### (3) 広域的な連携の強化

近隣自治体や、その他障がい者福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業との共同推進、事務事業の合理化等、福祉サービスを向上します。

また、国や県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。

## 2 推進体制の整備

### (1) 内部推進体制の整備

庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化し、福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進します。

### (2) 障害福祉サービスの円滑な提供のための推進体制

サービスの質の向上を図るため、国、県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言、給付内容審査を行うとともに、事業所における第三者評価の実施を促進します。

### (3) PDCAサイクルによる実効性の確保

本計画の評価にあたっては、障がいのある人やその家族、サービス事業者等、支援者の声をしっかりと反映させていくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル※に基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や見込量の確保方策の適切さ等について自立支援協議会を中心に協議します。

※PDCAサイクル:計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法。

# 資料編

## 1 長野原町障害福祉計画策定委員会委員名簿

|    | 区 分       | 役 職                     | 氏 名   | 備考  |
|----|-----------|-------------------------|-------|-----|
| 1  | 障害者団体の代表者 | 町身体障害者更生会長              | 佐藤 誠  |     |
| 2  |           | 町手をつなぐ育成会長              | 浅見 豊子 |     |
| 3  | 社会福祉関係の団体 | 町社会福祉協議会長               | 浅沼 克行 |     |
| 4  |           | 町民生委員児童委員協議会長           | 萩原 俊明 | 副会長 |
| 5  | 施設等代表者    | 障害福祉サービス事業所<br>やまどり施設長  | 中村 秀夫 |     |
| 6  |           | あがつま相談支援センター<br>やまばと管理者 | 生巢 晋  |     |
| 7  | 医療機関等の代表者 | 長生病院長                   | 犬塚 守人 |     |
| 8  | 町職員       | 町保健師                    | 黒岩 千枝 |     |
| 9  | 学識経験者     | 町議会議長                   | 黒岩 巧  | 会長  |
| 10 |           | 町議会総務文教常任委員長            | 入澤 信夫 |     |

※順不同、敬称略

## 2 策定経過

| 開会日        | 検討内容                       |
|------------|----------------------------|
| 令和5年12月18日 | ・制度概要、町の現状、アンケート調査結果報告について |
| 令和6年2月28日  | ・計画素案について                  |

第4次長野原町障がい者計画  
第7期長野原町障がい福祉計画及び  
第3期長野原町障がい児福祉計画  
(令和6年度－8年度)

< 発 行 >

長野原町 町民生活課

〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町大字長野原 1340 番地 1

TEL : 0279-82-2246

FAX : 0279-82-3115

令和6年3月